

官報

平成十六年五月二十一日

第百五十九回 衆議院會議録 第三十四号

平成十六年五月二十一日(金曜日)

議事日程 第二十四号

平成十六年五月二十一日

午後一時開議

第一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) 午後一時三十分開議

日程第一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐田玄一郎君。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(佐田玄一郎君登壇)

○佐田玄一郎君 たいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、地方公務員共済年金制度の長期的安定を図るため、年金額の水準を自動的に調整する制度の導入等の措置を講ずるとともに、国家公務員共済年金制度との長期給付の財政単位の一元化等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月一日に本委員会に付託され、

平成十六年五月二十一日 衆議院會議録第三十四号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案 議長報告

五月十三日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨二十日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長高木義明君。

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(高木義明君登壇)

○高木義明君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業及び農業協同組合等をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、事業の健全な運営を確保するための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る四月八日本會議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案 議長報告

た。

委員会におきましては、五月十二日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日及び昨二十日に政府に対する質疑を行ったほか、十八日には参考人から意見を聴取するなど、慎重な審査を行いました。質疑終局後、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

出席國務大臣

総務大臣 麻生 太郎君
農林水産大臣 亀井 善之君

○議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨二十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律

(議席変更)

一、昨二十日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二三四	山本 公一君
二三五	衛藤 晟一君
三〇七	鴨下 一郎君
三〇八	根本 匠君
三八六	小野 晋也君
三九一	林 幹雄君
三九二	実川 幸夫君
三九三	稲葉 大和君
三九四	金田 英行君
三九七	原田 義昭君
三九八	柳本 卓治君
三九九	佐藤 剛男君
四七三	橘 康太郎君
四七四	松下 忠洋君
四七五	熊代 昭彦君
四七六	田野瀬良太郎君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

自見庄三郎君	大前 繁雄君
若泉 征三君	園田 康博君
園田 康博君	若井 康彦君
大前 繁雄君	自見庄三郎君
若井 康彦君	若泉 征三君

農林水産委員

辞任

補欠

大野 松茂君	谷本 龍哉君
後藤田正純君	城内 実君
佐藤 勉君	原田 令嗣君
玉沢徳一郎君	竹下 亘君
西村 康稔君	古川 禎久君

野呂田芳成君

鹿野 道彦君	橋本 清仁君
岸本 健君	室井 邦彦君
楠田 大蔵君	泉 健太君
仲野 博子君	倉田 雅年君
城内 実君	三ッ林隆志君
谷本 龍哉君	西村 康稔君
古川 禎久君	大野 松茂君
三ッ林隆志君	後藤田正純君
倉田 雅年君	玉沢徳一郎君
竹下 亘君	野呂田芳成君
西銘恒三郎君	佐藤 勉君
原田 令嗣君	楠田 大蔵君
泉 健太君	仲野 博子君
城井 崇君	鹿野 道彦君
橋本 清仁君	岸本 健君
室井 邦彦君	

経済産業委員

辞任

補欠

議長運営委員

辞任

補欠

小野 晋也君	原田 義昭君
小宮山泰子君	下条 みつ君
下条 みつ君	小宮山泰子君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任

補欠

仲村 正治君	西銘恒三郎君
岩國 哲人君	笠 浩史君
奥村 展三君	三日月大造君
鎌田さゆり君	永田 寿康君
中川 正春君	長浜 博行君
長島 昭久君	内山 晃君
西銘恒三郎君	仲村 正治君
内山 晃君	長島 昭久君

永田 寿康君

長浜 博行君	中川 正春君
三日月大造君	奥村 展三君
笠 浩史君	岩國 哲人君
岩永 峯一君	西野あきら君
馬淵 澄夫君	稲見 哲男君
山口 富男君	吉井 英勝君
土井たか子君	照屋 寛徳君
西野あきら君	岩永 峯一君
稲見 哲男君	馬淵 澄夫君
吉井 英勝君	山口 富男君
照屋 寛徳君	土井たか子君
岩永 峯一君	川崎 二郎君
馬淵 澄夫君	

(議案送付)

一、昨二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

不動産登記法案

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案

(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員

辞任

補欠

岩永 峯一君	西野あきら君
馬淵 澄夫君	稲見 哲男君
山口 富男君	吉井 英勝君
土井たか子君	照屋 寛徳君
西野あきら君	岩永 峯一君
稲見 哲男君	馬淵 澄夫君
吉井 英勝君	山口 富男君
照屋 寛徳君	土井たか子君
岩永 峯一君	川崎 二郎君
馬淵 澄夫君	

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めの件

議案通知

一、昨二十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旧国鉄臨時職員の退職手当の取扱に関する質問主意書(稲見哲男君提出)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 費用の負担(第百十三条―第百十六条)」を「第六章 費用の負担(第百十三条―第百十六条)」を「第六章の二 国家公務員共済組合法―第百十六条」に改める。

第三十八条の二第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を拠出し又は国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二条の二に規定する財政調整拠出金を受け入れること。

第三十八条の三第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第百十六条の二に規定する財政調整拠出金に関する事項

第三十八条の三第三項中「第七号」の下に「及び第九号」を加え、「の意見を聴かなければ」を「に協議しなければ」に改める。

第三十八条の八第一項中「負担」の下に「及び第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」を加える。

第四十条第二項中「昭和三十三年法律第百二十八号」を削る。

第四十四条第二項中「給料の額」の下に「再評価率別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。」を乗じて得た額を、「期末手当等の額」の下に「再評価率を乗じて得た額」を加え、同条の次に次の四号を加える。

(再評価率の改定等)

第四十四条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月分以後の長期給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における標準報酬額等平均額(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下この号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における標準報酬額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指

数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

2 次の各号に掲げる再評価率の改定について

は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額(以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。)に係る再評価率 前項第三号に掲げる率(以下「可処分所得割合変化率」という。)

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額(以下「前々年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。)に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率(前項各号に掲げ

る再評価率を除く。)の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十四条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率(以下「基準年度以後再評価率」という。)の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率(前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。)の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上

回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一年以上となる場合 名目手取り賃金変動率
二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一
四 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における再評価率の改定等の特例)
第四十四条の四 調整期間(厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。以下同じ。)における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率(次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。)が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金被保険者等総数(厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数をいう。以下この号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率
二 〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に

前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)
二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第四十四条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。
一 名目手取り賃金変動率が一年以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」という。)が一を上回る場合 第四十四条の二第二項、第二項及び第四項
二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 第四十四条の二第二項、第二項及び第四項
三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 第四十四条の二第二項から第四項まで
五 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十四条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率(次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。)が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率(当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率)を下回ることとなるときは、一を基準とする。
2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合

にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)
二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率(当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率)に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。
一 物価変動率が一を下回る場合 第四十四条の二第四項並びに第四十四条の三第一項

に属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率)に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。）第四十四条の二第四項並びに第四十四条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第四十四条の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 前条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第四十四条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第六十八条第六項中（昭和二十九年法律第一百五号）を削る。

第七十三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第七十四条の二を削る。

第八十条第二項中「二十万四千四百円とし」を「二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端

数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、七万七千七百円を「七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額」に、「二十万四千四百円」を「二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額」とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に改める。

第八十二条第一項中（第九十三条第一項）を「（次項並びに第九十三条第一項及び第二項）に、「この項及び第九十三条第一項」を「この条並びに第九十三条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、前項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、社会保険庁長官、国の組合、第五百五十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第九十三条第二項において「年金保険者等」という。）に対し、前項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に關して必要な資料の提供を求めることができる。

第八十七条第三項中「六十万三千二百円」を「同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端

数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、「六十万三千二百円」を、「当該金額」に改め、同条第四項中「定める金額」の下に「改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」を加え、同項第一号中「四百二十七万六千六百円」を「四百十五万二千六百円」に改め、同項第二号中「二百六十四万四千四百円」を「二百五十六万四千八百円」に改め、同項第三号中「二百三十八万九千九百円」を「二百三十二万六千六百円」に改める。

第八十八条第三項中「二十万四千四百円」を「二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に改める。

第九十三条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、年金保険者等に対し、同項の規定による障害共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に關して必要な資料の提供を求めることができる。

第九十五条中（当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）を削る。

第九十八条中「六十万三千二百円」を「国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に、「六十万三千二百円」を、「当該金額」に改める。

第九十九条の二第三項中「百六万九千九百円」を「百三万八千八百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に、「百六万九千九百円」を、「当該金額」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族（配偶者を除く。）に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族ごとに前三項の規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

第九十九条の三中「六十万三千二百円」を「国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に改める。

第九十九条の八中（当該遺族共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合に

は、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額を削る。

第百二条第一項中「給料の額」の下に「再評価率を乗じて得た額」を、「期末手当等の額」の下に「再評価率を乗じて得た額を加える」。

第百十三条第一項中「を含む」を「含む、次項第三号に掲げるものを除く」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金(以下この号において「地方の積立金」と総称する。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金(以下この号において「国の積立金」という。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金(地方の積立金及び国の積立金をいう。)を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

第百十三条第二項第二号中「次号に掲げるものを除く。」を削り、同条第三項第二号中「三分

の二を「二分の一」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金

(国家公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出)

第百十六条の二 地方公務員共済組合連合会は、組合の長期給付に要する費用の負担の水準と国の組合の国家公務員共済組合法第七十二条第一項に規定する長期給付(以下この条において「国の組合の長期給付」という。)に要する費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と国の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、国家公務員共済組合連合会(同法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。)への拠出金(以下「財政調整拠出金」という。)の拠出を行うものとする。

第百十六条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額の合計額)とする。

一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額(以下この号において「地方の独自給付費用の額」という。)を当該事業年度におけるすべての組合員(長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。)の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定め

る数値を乗じて得た額の合計額及び当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額の合計額の合算額(以下この号において「標準給付総額」という。)で除して得た率が、当該事業年度における国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に規定する独自給付費用の額(以下この号において「国の独自給付費用の額」という。)を当該事業年度における同項第一号に規定する標準報酬等総額(以下この号において「国の標準報酬等総額」という。)で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における地方の独自給付費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準給付総額で除して得た率と当該事業年度における国の独自給付費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における国の標準報酬等総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額が当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額(国家公務員共済組合法第百二条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の額をいう。以下この号において同じ。)が当該事業年度における国の長期給付に係る支出の額(同条第三項に規定する長期給付に係る支出の額をいう。以下この号において同じ。)を下回る場合 当該事業年度における国の長期給付に係る支出の額から当該事業年度における国の長期給付等

に係る収入の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額から当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。)を超える場合にあつては、当該限度額)

2 前項第二号に規定する「地方の長期給付等に係る収入の額」とは、長期給付(基礎年金拠出金の負担を含む。次項において同じ。)に係る組合及び地方公務員共済組合連合会(次項において「組合等」という。)の収入として政令で定めるものの額の合計額に、国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額をいう。

3 第一項第二号に規定する「地方の長期給付に係る支出の額」とは、長期給付に係る組合等の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

(資料の提供)

第百十六条の四 地方公務員共済組合連合会は、国家公務員共済組合連合会に対し、財政調整拠出金の額の算定のために必要な資料の提供を求めることができる。

(政令への委任)

第百十六条の五 この章に定めるもののほか、財政調整拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十一条の二中「組合の二」を「組合の組合員」に、「公立学校共済組合」を「公立学校共

済組合の組合員に改め、「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とを削る。

第四百三十三条第三項中「国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する」を削る。

第五百五十八条の二中「第七十四条の二の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられる場合には、当該措置を「物価変動率」に改める。

附則第十四条の八を削る。

附則第二十条の二第二項第一号中「千六百七十六円」を「千六百二十八円」に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に改める。

附則第二十八條の十二の次に次の一条を加える。

（年金である給付の額の改定の特例）
第二十八條の十二の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付（第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）又は第二百二条第一項、第二百三十一条及び第二項、第四百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（附則第二十四条の二）

二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその金額が算定されたものに限る。）の受給権を有する者について、第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号又は第二百二条第一項、第二百三十一条及び第二項、第四百四条第一項並びに附則第二十四條第一項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率
二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十四条の三（第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十四条の四（第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率
二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十四条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則第二十八條の十三第三項中「その期間の平均給与月額」を「当該組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該組合員期間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を、当該組合員期

間の月数で除して得た金額」に改め、同項後段を削る。

附則第三十三條中「健康保険法に規定する標準賞与額」を「同法に規定する標準賞与額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（長期給付に係る掛金の標準となる給料等の最高限度額の特例）

第三十三條の二 厚生年金保険法による標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額が六十二万円を超える間においては、第二百三十四條第四項中「六十二万円」とあるのは「六十二万円（長期給付に係る掛金の標準となる給料の額については、厚生年金保険法による標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額を勘案して政令で定める額）」と、「百五十万円」とあるのは「百五十万円（長期給付に係る掛金の標準となる期末手当等の額については、同法による標準賞与額の最高限度額を勘案して政令で定める額。以下この項において同じ。）」とする。

附則第四十条の三中「第三十八條の八第一項及び第三項中」を「第三十八條の八第一項中」基礎年金拠出金の負担及び」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担並びに」と、同条第三項中「（除く。）を含む」を「含む」に、「除く。」及び「を含む」に、「含む」とするを「含む」と、第二百三十六条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とするに改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一 削除
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第四十四条関係)

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二三三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

平成十六年五月二十一日 衆議院会議録第三十四号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

七 昭和十二年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七三
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十条の二第二項中「二歳に達する日」を「二歳(その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月。以下この項において「基準年齢」という。)に達する日」に、「二歳に達した日」を「基準年齢に達した日」に改め、同条第二項中「(昭和四十九年法律第百十六号)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定により支給すべきこととされる給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額が、給付上限相当額(雇用保険法昭和四十九年法律第百十六号)第十七条第四項第二号ハに定める額(当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。)を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは「次項に規定する給付上限相当額」と、「給料日額の百分の十に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは「当該給付上限相当額に四分の一を乗じて得た額」とする。

の次に次の一項を加える。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により介護休業手当金を支給する場合について準用する。

第八十一条第二項第一号中「百分の八十に相当する金額」を削り、「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に改め、同項第二号中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に、「二十四万円」を「停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額」に改め、同条第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項各号の停止解除調整開始額は、二十八万円とする。ただし、二十八万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た金額(その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が二十八万円(この項の規定による停止解除調整開始額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の停止解除調整開始額を当該乗じて得た金額に改定する。

4 第二項第二号の停止解除調整変更額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成

十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十条の二第二項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額(その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による停止解除調整変更額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た金額に改定する。

一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た金額に改定する。

3 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

第九十二条第二項第一号中「百分の八十に相当する金額」を削り、「二十八万円」を「第八十一条第三項に規定する停止解除調整開始額(以下この項において「停止解除調整開始額」という。)に改め、同項第二号中「合計額が二十八万円」を「合計額が停止解除調整開始額」に改め、同号イ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「第八十一条第四項に規定する停止解除調整変更額(以下この項において「停止解除調整変更額」という。))に改め、同項第二号中「合計額が四十八万円」を「合計額が停止解除調整開始額」に改め、同号ロ及びハ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に改め、同号ニ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に、「二十四万円」を「停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額」に改め、同条第四項中「第八十一条第四項」を「第八十一条第七項」に改める。

5 第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による停止解除調整変更額の改定の措置は、政令で定める。

第八十二条第一項中「次項」を「第四項」に、「四十八万円」を「支給停止調整額」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十四条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額(その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た金額に改定する。

第九十三条第一項中「合計額が四十八万円」を「合計額が第八十二条第二項に規定する支給停止調整額(以下この項において「支給停止調整額」という。))に、「合計額から四十八万円」を

「合計額から支給停止調整額」に改める。

第百十四条の二の見出し中「育児休業期間中の」を「育児休業等の期間に係る」に改め、同条中「第二条第一号」の下に「の規定による育児休業及び同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業を加え、規定により育児休業」を「規定による育児休業（以下この条において「育児休業等」という。）に、「申出をした日」を「育児休業等を開始した日」に、「育児休業が終了する日（その日が当該育児休業に係る子が一歳に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達する日）」を「育児休業等が終了する日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 三歳に満たない子を養育している組合員が、組合に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（総務省令で定める事由が生じた場合に於ては、その日の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第九条第一項の部分休業の承認を受けた場合そ

の他政令で定める場合で給料の一部を受ける月については、前条の規定にかかわらず、当該月に係る掛金（長期給付に係るものに限る。）のうち、給料の額から当該給料の一部に相当する額を控除して得た額に長期給付に係る給料と掛金との割合を乗じて得た額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額については、徴収しない。

一 当該子が三歳に達したとき。
二 当該組合員が死亡したとき、又は退職したとき。
三 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。
四 当該組合員が前項の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

第百十六条第一項中「第百十四条の二」を「第百十四条の二第二項」に改め、「相当する金額」の下に「及び同条第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額」を加える。

第百四十二条第二項の表第百十四条の二の項中「第百十四条の二」を「第百十四条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

の三第三項及び第四項並びに第二十五条の六第三項及び第五項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改める。

附則第二十八条の四第二項中「第八十一条第四項」を「第八十一条第七項」に改める。

附則第二十八条の十三第三項中「組合員期間に於ては、当該を削り、「に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と」を「の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た金額に給料に係る支給率を乗じて得た額及び」に、「次の表に定める率」を「期末手当等に係る支給率」に、「額とする」を「額の合算額とする」に改め、同項の表を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

に次の一項を加える。

4 前項の給料に係る支給率及び期末手当等に係る支給率は、最終月（最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。）の属する年の前年十月における、給料（期末手当等）に係る支給率にあつては、期末手当等と掛金との割合（長期給付に係るものに限り、最終月が一月から八月までの場合に於ては、前々年十月における当該割合とする。）に次の表の上欄に掲げる組合員期間の区分に応じ同表の下欄に定める数値を乗じて得た率とし、その率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

六月以上二月未満	六
二月以上一月未満	一二
一月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上	三六

第三条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「を除く。」を「及び障害を給付事由とする年金である給付その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。」を除く。）を改め、同項第三号中「その」を「及び障害を給付事由とする年金である給付

（これらの）に、「及び」を「並びに」に改める。

第八十一条第八項中「受給権者が」の下に「国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は」を加える。

第四条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条の八」を「第九十九条の九」

に、「第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例(第百条―第百七条)」を「第五款 第六款 離地
方公共団体の長に対する長期給付の特例(第百婚等をした場合における特例(第百五条―第百七条の六)」に改める。

第二十三条第一項中「地方公務員共済組合連合会」の下に「(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会)」を加える。

第二十四条中「組合」の下に「(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。)」を加える。

第二十七条第一項中「業務(長期給付に係る業務を除く。)」を「事業のうち次項に規定する業務を共同して行うとともに、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村連合会の業務は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下この款において「構成組合」という。)の長期給付に係る業務(基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。)のうち次に掲げるものとする。

一 長期給付の決定及び支払
二 長期給付(基礎年金拠出金の負担を含む。次号において同じ。)に充てるべき積立金の積立

三 長期給付に係る業務上の余裕金の管理
四 その他総務省令で定める業務
第二十七条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。
3 市町村連合会は、前項に規定する業務のほ

か次に掲げる事業を行う。

一 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

二 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

三 災害給付積立金を管理すること。

四 福祉事業を行うこと。

五 その他その目的を達成するために必要な事業

4 市町村連合会は、政令の定めるところにより、第二項に規定する業務の一部を構成組合に行わせることができる。

5 前項の場合において、この法律の規定の適用に必要となる技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「会計」を「資産の管理その他財務」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 長期給付の決定及び支払に関する事項
第三十五条中「市町村連合会」の下に「地方公務員共済組合連合会から借り入れる場合を除く。」を加える。

第三十八条第一項中「第三項まで」の下に「第二十四条を加える。」

第三十八条の二第二項中「組合」を「組合及び市町村連合会」に、「すべての組合」を「すべての組合及び市町村連合会」に改め、同条第二

項第一号中「組合」を「組合及び市町村連合会」に改める。

第三十八条の四第四項中「組合及び」を「組合、市町村連合会及び」に改める。

第三十八条の八第二項中「組合」を「組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。)」に改める。

第三十八条の九第一項中「組合」の下に「及び市町村連合会」を加える。

第四十三条第一項中「組合」の下に「(長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、第七十七条、第九条、第百四十四条の二十五、第百四十四条の二十五の二及び第百四十四条の三十において同じ。)」を加える。

第七十六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(併給の調整)」を付し、同条第一項第一号中「遺族共済年金」の下に「(その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。)」を加え、「を除く。」、私立学校教職員共済法を「及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を除く。、私立学校教職員共済法に、「を除く。」、厚生年金保険法を「及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を除く。、厚生年金保険法に、「を除く。」又は「を」及び同法による遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))を除く。又は「に」改め、同項第三

号中「退職共済年金」の下に「(その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。)」を、「保険給付」の下に「(国家公務員共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金(これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))を除くものとし、」を加え、同条第二項中「第九十九条の二第一項第一号口若しくは第二号口に掲げる金額の四分の三に相当する金額若しくは同条第二項第二号に掲げる金額(当該遺族共済年金の額が同条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項の規定により算定した額のうち政令で定める金額)」を「第九十九条の二第一項第一号イ(2)若しくは同号口(2)に掲げる金額(同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額(当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額を含む。))」に改める。

第七十六条の二を次のように改める。

(受給権者の申出による支給停止)

第七十六条の二 この法律による年金である給付(この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。))は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその金額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の金額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその金額の一部につき支給

を停止されている年金である給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、同項本文の年金である給付の全額の支給を停止する。

3 第二項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金である給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十条第四項第三号中「離婚」の下に「又は婚姻の取消し」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支給の繰下げ)

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)前に当該退職共済年金を請求してゐなかつたものは、組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。)、私立学校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除

く。以下この条において同じ。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。以下この条において同じ。）若しくは国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付の受給権者となつたとき、は、この限りでない。

2 一年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付(以下この項において「障害共済年金等」という。)の受給権者となつた者が、障害共済年金等を支給すべき事由が生じた日(以下この項において「受給権者となつた日」という。)以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

3 第一項の申出をした者に対する退職共済金は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給する

ものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十九条第一項の規定の例により算定した金額及び次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十二条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

第八十一条第二項中「及び前条第一項に規定する加給年金額に」を、「第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に」に改め、同項第一号中「及び前条第一項に規定する加給年金額を」を、「第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」に改め、同条第七項及び第八項中「前条第一項」を「第八十条第一項」に改める。

第八十二条第一項中「若しくは私学共済制度の加入者」を「若しくは厚生年金保険法附則第六條の二の規定により読み替えられた同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者、私学共済制度の加入者」に改め、「適用を受けるもの」の下に若しくは私立学校教職員共済法第二十五條の第三項に規定する特定教職員等」を加え、「及び第八十條第一項に規定する加給年金額」を、「第八十條第一項に規定する加給年金額及び第八十條の二第四項の規定により加算される金額」に改め、同条第四項中「組合は」を「組

合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、市町村連合会」に改める。

第九十二条第四項中「前条第一項」を「第八十条第一項」に改める。

第九十三条第二項中「組合」を「組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）」に改める。

第九十九条の二を次のように改める。

(遺族共済年金の額)

第九十九条の二 遺族共済年金(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に依じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族共済年金の支給を受けることとなると、
 次イ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額
 イ 前条第一項第一号から第三号までのい
 づれかに該当することにより支給される
 もの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算
 額

(1) 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百

一月)を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

口 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

- (1) 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

- (i) 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- (ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額額の千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この条、次条及び第九十九条の四において「退職共済年金等」という。)のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれが多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が退職共済年金又は国家公

務員共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

- (2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の二に相当する額
- 口 当該遺族の退職共済年金等の額の合計額(第八十条第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるもの)により加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 遺族共済年金(前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る)が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。 前項第一号ロに定める金額
- イ 前項第一号ロの規定の例により算定し

た金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した額を合算した額(以下この項において「合算遺族給付額」という。)

- ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額及び政令で定める額を合算した額

二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき。 次のイに掲げる金額に次のロに掲げる比率を乗じて得た額に、政令で定める額を加算した額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号ロ(1)に掲げる金額の比率

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金(以下「公務等」による遺族共済年金」という。)の額を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上で

ある者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とする。

- 4 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族(配偶者を除く。)に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、第一項第一号及び前二項の規定にかかわらず、当該遺族ごとにこれらの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

6 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第九十九条の二の次に次の一条を加える。

第九十九条の二の二 前条第一項第一号の規定によりその額が算定される遺族共済年金(配偶者に対するものに限る。)の受給権者が六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第

二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる金額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該遺族共済年金の額を改定する。

2 前条第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、その額の算定の基礎となる退職共済年金等の額が第七十九条第三項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより改定されたときは、第七十五条第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金等の額が改定された月から当該遺族共済年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号に定める金額又は同条第二項第一号イの規定により算定される金額が、それぞれ当該改定後の退職共済年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及びロに掲げる金額を合算した金額又は同条第二項第一号ロに掲げる金額以上であるときは、この限りでない。

3 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における前二項の規定の適用については、第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「遺族共済年金」とあるのは「遺族共済年金(同条第四項の規定の適用があるものを含み)」と、「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「が同項第一号に定める金額」とあるのは「(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号」と、「遺族共済年金」とあるのは「遺族共済年金(同条第四項の規定の適用があるものを含み)」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」とする。

たときは、同項の規定の適用後の金額とする。が同条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号の規定により算定される金額 同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。と、「金額」とあるのは「金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号」と、「遺族共済年金」とあるのは「遺族共済年金(同条第四項の規定の適用があるものを含み)」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」とする。

る。ただし、支給停止額が当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た額に相当する金額を限度とする。

2 第九十九条の二第二項の規定によりその額が算定されている遺族共済年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額(以下この項において「支給停止額」という。))に相当する金額」とあるのは「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額に第九十九条の二第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額(以下この項において「支給停止額」という。))に相当する金額に政令で定める額を加算した額」とあるのは「控除して得た額に当該比率を乗じて得た額」とする。

得た日

ロ 遺族共済年金と当該遺族共済年金と同額の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき。当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

第四章第三節第四款中第九十九条の八の次に次の一条を加える。

(情報の提供)

第九十九条の九 社会保険庁長官、国の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあつては、市町村連合会に対し、遺族共済年金の支給に必要の情報提供を行うものとする。

第二百二条第二項中「これらの規定」との下に「第八十条の二第四項中「第七十九条第一項及び前条」とあるのは「第七十九条第一項、前条及び第二百二条第一項」と、「第七十九条第一項の規定の例により算定した金額及び」とあるのは「第七十九条第一項及び第二百二条第一項の規定の例により算定した金額並びに」とを加える。

第二百二条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「同条第一項」を「同条第一項及び第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「同条第二項第二号」を「同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第九十九条の二第三項」を「第九十九条の二第四項」に、「前条」を「第九十九条の二」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第九十九条の四の二 遺族共済年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限り)は、その受給権者が退職共済年金等のいずれかの受給権を有するときは、当該退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額(以下この項において「支給停止額」という。))に相当する金額の支給を停止する。

第九十九条の七第一項に次の一号を加える。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 遺族共済年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき。当該遺族共済年金の受給権を取

第六款 離婚等をした場合における
特例

第二百五条から第一百七条までを次のように改める。

(離婚特例適用請求)

第二百五条 第一号特例適用者(組合員又は組合員であつた者であつて、第一百七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者)をいう。以下同じ。又は第二号特例適用者(第一号特例適用者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者)をいう。以下同じ。は、離婚等(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く)、婚姻の取消しその他総務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するとき、組合(市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合の組合員であつた者又はその配偶者であつた者)にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。に対し、当該離婚等について対象期間(婚姻期間その他の総務省令で定める期間をいう。以下同じ。)に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額(第一号特例適用者及び第

二号特例適用者(以下これらの者を「当事者」という。)の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。)に係る特例(以下「離婚特例」という。)の適用を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の総務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が離婚特例の適用の請求をするこ
と及び請求すべき按分割合(離婚特例の適用後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準給与総額の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合をいう。以下同じ。)について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

2 前項の規定による離婚特例の適用の請求(以下「離婚特例適用請求」という。)について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における掛金の払込みに対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分(第一百七条の二において掛金の標準となつた給料の額等の按分割合に関する処分)という。は、家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

4 離婚特例適用請求は、当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の主務省令で定める方法によりしなければならない。

(請求すべき按分割合)

第百六条 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準給与総額(対象期間に係る組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の合算額をいう。以下同じ。)の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合を超え二分の一以下の範囲(以下「按分割合の範囲」という。)内で定めなければならない。

2 次条第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供(第一百七条の二の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この項において同じ。)を受けた日が対象期間の末日前であつて対象期間の末日までの間が一年を超えない場合その他の総務省令で定める場合における離婚特例適用請求については、前項の規定にかかわらず、当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、同項の按分割合の範囲とすることができ。

(当事者等への情報の提供等)

第百七条 当事者又はその一方は、組合に対し、主務省令で定めるところにより、離婚特例適用請求を行うために必要な情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。ただし、当該請求が離婚特例適用請求後に行われた場合又は第百五条第一項ただし書に該当する場合その他総務省令で定める場合においては、この限りでない。

2 前項の情報は、対象期間標準給与総額、按分割合の範囲、これらの算定の基礎となる期間その他総務省令で定めるものとし、同項の請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、同項の請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとす。

第四章第三節中第一百七条の次に次の五条を加える。

第百七条の二 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じ、掛金の標準となつた給料の額等の按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。

(掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)
第百七条の三 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた給料の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に、一から離婚特例割合(按分割合を基礎として総務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。)を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額(掛金の標準となつた給料の額を有しない月にあつては、零)に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に、一から離婚特例割合を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額
3 前二項の場合において、対象期間のうち第一号特例適用者の組合員期間又は地方公共団

体の長であつた期間であつて第二号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間でない期間については、第二号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間であつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額(次条第二項において「離婚特例適用額」という。)は、当該離婚特例適用請求があつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定)

第百七条の四 退職共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項及び第二項又は第百二条第一項の規定にかかわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間(対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)並びに対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を退職共済年金の額の計算の基礎とするものとし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例

が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)は、その算定の基礎としない。

(離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)
第百七条の五 第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者に対する長期給付についてこの法律の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。ほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替へは、政令で定める。

第八十条第一項	組合員期間が二十年以上である	組合員期間(第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。))を除く。以下この項において同じ。)が二十年以上である
第八十一条第二項	当該各月以前の	第百七条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の
第九十九条第一項	組合員であつた者が次の	組合員であつた者(第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。)が次の

(政令への委任)
第百七条の六 この款に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に関し必要な事項は、政令で定める。
第百十三条第一項第三号中「第二十四条」の下に「(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百十五条第五項中「組合は」を「組合(前項の規定により当該掛金が市町村連合会に払い込まれている場合には、市町村連合会)は」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、第百十三条第二項第二号に規定する掛金

については、第一項から第三項までの規定による払込みがあるごとに、これを市町村連合会に払い込まなければならない。

第百十六條に次の二項を加える。

3 地方公共団体は、第百十三條第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三條第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用(同号に掲げる費用にあつては、長期給付に係るものに限る。)に充てると地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

第百十六條の三第二項中「組合及び」を「組合、市町村連合会及び」に改める。

第百二十條中「組合」の下に「(長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものに係る審査請求にあつては、市町村連合会)」を加える。

第百四十三條第三項中「元の組合」の下に「(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)」を加える。

第百四十四條の三第一項中「第九十九條の二第三項」を「第九十九條の二第四項」に改め、同条第二項の表第九十九條の二第二項の項中「第九十九條の二第二項」を「第九十九條の二第三項」に改める。

第百四十四條の二十五の二中「組合」の下に

「第九十九條の九に定めるもののほか」を加える。

附則第十四條の三第一項、第十四條の四第一項及び第十四條の四の二第一項中「第二十七條第二項各号」を「第二十七條第三項各号」に改める。

附則第十四條の五を次のように改める。

第十四條の五 削除

附則第十八條の二第一項各号列記以外の部分中「組合」の下に「(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。附則第二十四條の二、附則第二十六條、附則第二十八條の二及び附則第二十八條の三において同じ。)」を加え、同条第七項中「第七十六條の二、第八十條から第八十二條まで」を「第八十條、第八十一條、第八十二條、第九十九條の二の二」に改め、「第七十六條の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」とを削り、「第百二條第二項中」を、「第九十九條の二の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八條の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八條の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者

が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」と、第百二條第二項中」に改める。

附則第二十條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第二十條の二第四項並びに第二十條の三第三項及び第六項中「及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」を、「第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「及び前条第一項」を、「第八十條第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額に」と、「前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」を「第八十條第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十條第一項」に、「前条第一項」と、第八十二條第一項を「第八十條第一項」と、第八十二條第一項に、「及び第八十條第一項」を、「第八十條第一項に規定する加給年金額及び第八十條の二第四項の規定により加算される金額」に、「第八十條第一項」とするを「第八十條第一項に規定する加給年金額」とするに改める。

附則第二十四條の二第八項中「第七十六條の二及び第八十條から第八十二條まで」を「第八十條、第八十一條、第八十二條及び第九十九條の二の二」に改め、「第七十六條の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」とを削り、「額」とするを「額」と、第九十九條の二の二第

一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四條の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四條の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とするに改める。

附則第二十五條の二第四項中「相当する部分及び前条第一項」を「相当する部分、第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」を「第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額、第八十條第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」を「第八十條第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十條第一項」に、「前条第一項」と、第八十二條第一項を「第八十條第一項」と、第八十二條第一項

に、「及び第八十条第一項」を、「第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」に、「第八十条第一項」とする」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」とするに改める。

附則第二十五条の三第四項及び第七項中「相当する部分及び前条第一項」を「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に、「前条第一項」と、第八十二条第一項に、「及び第八十条第一項」を、「第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第七項及び第八項中「前条第一項」を「第八十条第一項」に改める。

附則第二十五条の四第四項及び第七項中「相当する部分及び前条第一項」を「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項」と、「第八十条第一項」と、附則第二十条の三第一項を「第八十条第一項」と、附則第二十条

七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項を「第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に、「前条第一項」と、第八十二条第一項に、「及び第八十条第一項」を、「第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」とする」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」とするに改める。

附則第二十五条の五第四項中「相当する部分及び前条第一項」を「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に、「前条第一項」と、第八十二条第一項に、「及び第八十条第一項」を、「第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」とする」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」とするに改める。

附則第二十五条の六第八項及び第十項中「相当する部分及び前条第一項」を「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に、「前条第一項」と、附則第二十条の三第一項を「第八十条第一項」と、附則第二十条

の三第一項に、「前条第一項」と、附則第二十条の三第四項を「第八十条第一項」と、附則第二十条の三第四項に、「前条第一項」とする」を「第八十条第一項」とするに改める。

附則第二十五条の六第八項及び第十項中「相当する部分及び前条第一項」を「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に、「前条第一項」と、第八十二条第一項に、「及び第八十条第一項」を、「第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」とする」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」とするに改める。

附則第二十六条第八項中「相当する部分及び前条第一項」を「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に、「前条第一項」と、附則第二十条の三第一項を「第八十条第一項」と、附則第二十条

前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に改め、「前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び同条第六項において準用する」を削り、同条第十三項を削る。

附則第二十六条の三の次に次の一条を加える。

(特例による退職共済年金の支給の繰下げの特例)

第二十六条の四 第八十条の二の規定は、附則第十九条の規定による退職共済年金については、適用しない。

附則第二十七条の次に次の一条を加える。

(遺族共済年金の額の改定の特例)

第二十七条の二 第九十九条の二の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金その他これに相当するものであつて政令で定めるものの受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六

十五歳に達した日において、前条第一項第二号イと、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「前条第一項第二号イ」とあるのは「前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。

附則第二十八条の四第二項中「第九十九条の二第一項第二号ロ」を「第九十九条の二第一項第一号ロ(2)」に、「同号ロ(1)」を「同号ロ(2)(i)」に改める。

附則第二十八条の六中「第九十九条の二第一項第一号ロ及び第二号ロ並びに第二項第二号」を「第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)」に改める。

附則第二十八条の十二の二第一項中「第九十九条の二第一項及び第二項」を「第九十九条の二第一項から第三項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(離婚特例が適用された者に対する長期給付の支給要件等の特例)

第二十八条の十二の三 第一百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者に対する長期給付について、附則第十九条第二号、附則第二十条の二第二項第一号、附則第二十条の三第一項及び次条第一項の規定を適用する場合には、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(離婚時みなし組合員期間を除く。）」とする。

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第六款 離婚等をした場合における

特例(第五十五条―第一百七条の六)を「第六款 離婚等をした場合における特例(第五十五条―第一百七条の六)である期間についての特例(第一百七条の七―第一百七条の十二)」に改める。

第四章第三節に次の一款を加える。

第七款 被扶養配偶者である期間についての特例

(特定組合員及び被扶養配偶者についての掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)

第一百七条の七 組合員(組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。)が組合員であつた期間中に被扶養配偶者(当該特定組合員の配偶者として国民年金法第七條第一項第三号に該当していたものをいう。以下同じ。)を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消をしたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるときは、組合(市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。)に対し、特定期間(当該特定組合員が組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。)に係る組合員期間(次項及び第三項の規定により既に掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額に係る特例が適用された組合員期間を除く。以下この条において同じ。)の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額(特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等

の額をいう。以下この款において同じ。)に係る特例(以下「特定離婚特例」という。)の適用を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。第一百七条の十において同じ。)の受給権者であるときその他の総務省令で定めるときは、この限りでない。

2 組合は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた給料の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

3 組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

4 前二項の場合において、特定期間に係る組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間については、被扶養配偶者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間であつたものとみなす。

5 第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみな

された額(次条第一項において「特定離婚特例適用額」という。)は、第一項の請求があつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定の特例)

第一百七条の八 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項又は第一百零二条第一項の規定にかかわらず、特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求があつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 第一百七条の四第二項の規定は、障害共済年金の受給権者である被扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合について準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

第一百七条の九 第一百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者に対する長期給付については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替へは、政令で定める。

第八十条第一項	組合員期間が二十年以上である	組合員期間(第七十七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間(以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。))を除く。以下この項において同じ。が二十年以上である
第八十一条第二項 第一号	当該各月以前の	第七十七条の七第三項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の
第九十九条第一項	組合員であつた者が次の	組合員であつた者(第四号に該当する場合)については、被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者を含む。が次の

(特定離婚特例適用請求を行う場合の特例)

第七十七条の十 特定組合員又は被扶養配偶者が、離婚等(第五十五条第一項に規定する離婚等をいう。)をした場合において、第七十七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例が適用されていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第五十五条第一項の規定による離婚特例の適用の請求をしたときは、当該請求をしたときに、特定離婚特例の適用の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金の受給権者であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該特定期間に係る組合員期間における第六十六条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに第七十七条の三第一項各号に規定する掛金の標準となつた給料の額並びに同条第二項各号に規定する掛金の標準となつた期

末手当等の額については、第七十七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用後の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とする。

3 第七十七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十七条第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定組合員が障害共済年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第七十七条の七第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る組合員期間の特定離婚特例が適用されたものとみなして算定したものとする。

4 前項の規定は、第七十七条の二の求めがあつた場合について準用する。
(政令への委任)
第七十七条の十一 この款に定めるもののほか、被扶養配偶者である期間についての特例に関

し必要な事項は、政令で定める。
附則第二十八条の十二の三中「次条第一項」を「附則第二十八条の十三第一項」に改め、同条の次に次の見出し及び三条を加える。
(被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用)

第二十八条の十二の四 第七十七条の八第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十九条第一項及び第二項」と、
「特定期間」とあるのは、「特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間(特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)並びに特定期間」とする。

第二十八条の十二の五 第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者に対する長期給付について、附則第十九条第二号、附則第二十条の二第二項第一号、附則第二十条の三第一項及び附則第二十条の十三第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。)」とする。

第二十八条の十二の六 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る組合員期間についての第七十七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用並びに長期給付の額の算定及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第六条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第八十一条第四項」を「第八十一条第七項」に改める。

第十三条第一項各号中「三十七年」を「四十年」に改める。

第四十八条第三項、第五十五条第三項及び第六十二条第三項中「第八十一条第四項」を「第八十一条第七項」に改める。

第九十二条第二項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第四項」に改める。

第七条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「給料、組合」の下に「市町村連合会」を、「新法第三条第一項」の下に「新法第二十七条第一項」を加える。

第三条第一項及び第二項中「又は市町村職員共済組合」を「又は市町村連合会」に改め、同条第四項中「沖縄県市町村職員共済組合」を「市町村連合会」に改め、同条第七項中「政令で定める市町村職員共済組合」を「市町村連合会」に改め、同条第八項中「市町村職員共済組合」を「市町村連合会」に改める。

第三条の二第二項中「市町村職員共済組合」を「市町村連合会」に、「当該市町村職員共済組合」を「市町村連合会」に改める。

第三条の三第一項及び第四項、第三条の四並びに第三条の四の二中「市町村職員共済組合」を「市町村連合会」に改める。

第三条の六中「第七十六条の三第二項」を「第七十六条の二、新法第七十六条の三第二項」に改める。

第八條第四項中「第九十九條の二第二項第二号」を「第九十九條の二第二項第一号(2)」に、「同号口(1)」を「同号口(2)(i)」に改める。

第二十五条中「第九十九条の八」を「第九十九条の九」に改める。

第四十八条第三項、第五十五条第三項及び第六十二条第三項中「第九十九条の二第一項第二号口」を「第九十九条の二第一項第一号口(2)」に、「同号口(1)」を「同号口(2)(i)」に改める。

第七十四条第一項中「沖繩県市町村職員共済組合」を「市町村連合会」に改め、同条第二項中「組合」の下に「又は市町村連合会」を加え、同条第三項中「第一項の組合」の下に「又は市町村連合会」を加える。

第八十七条中「第九十九条の八」を「第九十九条の九」に、「第九十九条の二第二項」を「第九十九条の二第三項」に改める。

第九十六条第三項中「これを組合」の下に「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会」を加える。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第一項中「新共済法第七十八條の規定による」を削り、「」に係るもの」の下に「及び新共済法附則第十九條の規定による退職共済年金」を、「第七十九條第一項第一号」の下

に「及び第八十条第一項を加え、「同号の規定にかかわらず、同号」を「これらの規定にかかわらず、これら」に改め、同項第一号中「千六百七十六円」を「千六百二十八円に新国民年金法第二十七條に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満

の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。に改め、同項第二号中「(新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)」を削り、同条第二項中「千六百七十六円を」とする。に改め、同条第三項中「千六百七十六円にその率を乗じて得た額が三千百四十三円から千六百七十六円を」「千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額に当該政令で定める率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)」が三千五十三円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭

未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。から千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)」に改め、同条第四項中「第七十九条第一項第一号」の下に「及び第八十条第一項を加え、「同号の規定にかかわらず、同号」を「これらの規定にかかわらず、これら」に、「三千四百十三円」を「五千三百円に改定率を乗じて得た金額(その金額

に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。」に改め、同条第五項中「千六百七十六円」を「千六百二十八円」に、「三千百四十三円」を「三千五百三円」に改める。

附則第十七條第二項中「当該各号に定める金額」を、「当該各号に定める金額に新国民年金法第二十七條の三及び第二十七條の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を乗じて得た金額その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に改め、同項第一号中「三万四千四百円」を「三万三千二百円」に改め、同項第二号中「六万八千三百円」を「六万六千三百円」に改め、同項第三号中「十万二千五百円」を「九万九千五百円」に改め、同項第四号中「十三万六千六百円」を「十三万二千六百円」に改め、同項第五号中「十七万七百元」を「十六万五千八百円」に改める。

附則第二十条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第二十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二十一条の二第二項中新共済法の下に「第八十一条第二項及び」を加え、「同項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額」を「新共済法第八十一条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分」に改め、「加算された金額」の下に「相当する部分に」と、「加給年金額」を

とあるのは「加給年金額並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、新共済法第八十二条第一項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」を加える。

附則第二十九條第一項第一号中「新共済法第七十四條の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削り、同項第二号中「新国民年金法第十六條の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削る。

附則第三十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第三十三條第二項中「第百十三條第二項」を「第百十三條第一項及び第二項」に、「同項第二号」を「同条第一項各号列記以外の部分」に改める。

附則第四十三條第一項第一号を次のように改める。

一次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数。以下同じ。）が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五

円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

口 当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数が二十年を超え、場合 イに定める金額に当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち二十年を超える年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を加えた金額

附則第四十六條第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

附則第四十七條第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

附則第四十八條第一項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額
イ 当該障害年金の額の算定の基礎となつ

てゐる組合員期間の年数が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

口 当該障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数が二十年を超え、場合 イに定める金額に当該障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち二十年を超える年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を加えた金額

附則第四十八條第二項第一号中「七十五万四千三百二十円」を「七十三万二千七百二十円」に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

附則第五十一條第一号中「七十五万四千三百二十円」を「七十三万二千七百二十円」に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

附則第五十四條第一項中「十五万四千二百円」と、「十四万九千七百円」に国民年金法(昭和三十

十四年法律第四百一十一号)第二十七條の三及び第二十七條の五の規定の適用がないものとして改定した同法第二十七條本文に規定する改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

3 新共済法第九十九條の二第四項の規定は、遺族年金について準用する。

附則第六十一條第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

附則第六十三條第一項第一号及び第七十二條第一項第一号中「七十五万四千三百二十円」を「七十三万二千七百二十円」に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

する。に改める。
附則第七十六條第一項中「三万七千七百十六円」を「イに定める金額を二十で除して得た金額」に改める。

附則第九十五條及び第九十六條を次のように改める。

第九十五條及び第九十六條 削除

附則第九十七條第一項中「従前額保障の規定」を「附則第四十三條第四項、附則第四十四條第五項、附則第四十五條第三項、附則第四十八條第六項、附則第五十六條、附則第五十七條第二項、附則第五十八條第三項、附則第五十九條第三項、附則第六十三條第四項、附則第六十四條第四項、附則第六十六條第三項、附則第六十七條第四項、附則第六十八條第二項、附則第六十九條第三項、附則第七十條第三項、附則第七十二條第四項、附則第七十三條第四項、附則第七十五條第三項、附則第七十六條第四項、附則第七十七條第二項、附則第七十八條第三項、附則第七十九條第三項、附則第八十二條第三項、附則第八十三條第三項、附則第八十四條第三項、附則第八十六條第四項、附則第八十七條第五項又は附則第八十八條第三項(次条において「従前額保障の規定」という。)

に改める。
附則第九十八條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次の各号に掲げる期間があるものに係る従前額保障の規定の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、

附則第百十條第一項中「合計額が四十八万円」を「合計額が新共済法第八十二条第二項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）」に、「合計額から四十八万円

万円)を「合計額から支給停止調整額」に改める。

第十条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九条第四項中「妻が」の下に「障害基礎年金若しくは旧国民年金法による障害年金又は」を加える。

第十一条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「第七十六条の三及び第七十六条の四」を「及び第七十六条の二から第七十六条の四まで」に改める。

附則第十条第五項中「新共済法第七十六条の二」を削る。

附則第十四条第二項中「第九十九条の二第一項第二号ロ」を「第九十九条の二第一項第一号ロ(2)」に、「同号ロ(1)」を「同号ロ(2)(i)」に改める。

附則第十五条第一項中「第九十九条の二第一項第二号及び第二項第一号」を「(新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む)」、第九十九条の二第一項第一号ロ、第二項及び第三項に、「第九十九条の二第二項第一号」を「第九十九条の二第三項」に改め、同条第二項中「第九十九条の二第二項第二号」を「第九十九条の二第三項」に改め、同条第三項中「第七十九条第一項」の下に「(新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む)」を加える。

附則第十六条に次の一項を加える。

8 第一項の規定により退職共済年金の額が算

定されている者については、新共済法第八十条の二第四項中「金額」とあるのは、「金額に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十六条第一項の規定により加算されることとなる金額を加算した金額」とする。

附則第十九条第三項中「第九十九条の二第一項第二号ロ」を「第九十九条の二第一項第一号ロ(2)」に、「同号ロ(1)」を「同号ロ(2)(i)」に改める。

附則第二十一条第一項中「第七十九条の下に「新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む)」を加える。

附則第二十一条の二第二項中「加給年金額」を「加算される金額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(退職共済年金の支給の繰下げの経過措置)
第二十一条の三 退職共済年金について、新共済法第八十条の二の規定を適用する場合においては、同条第一項ただし書中「障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは、「障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二条第七号に掲げる旧共済法による年金若しくは同条第十号に規定する国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付(これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。以下この条において「旧共済法等による年金」という。))と、「において障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは「において障害共済年金若しくは遺族共済年金、旧共済法等による年金」とする。

年金」と、同条第二項中「遺族共済年金」とあるのは「遺族共済年金、旧共済法等による年金」とする。

附則第二十九条第一項中「第九十九条の二第一項第一号若しくは同項第二号又は同条第二項第一号に掲げる額」を「第九十九条の二第一項第一号若しくは口又は同条第三項に規定する額(同条第二項第一号イに掲げる同条第一項第一号の規定の例により算定した金額を含む)」に改める。

附則第三十条第六項中「第七十六条の二」を「第九十九条の七第一項第五号」に改める。

附則第三十五条第一項中「第九十九条の二第二項」を「第九十九条の二第三項」に改め、同条第三項中「第九十九条の二第一項第一号ロ及び第二号ロ」を「第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)」に改める。

附則第四十一条中「第九十九条の二第一項第二号ロ」を「第九十九条の二第一項第一号ロ(2)」に、「同号ロ(1)」を「同号ロ(2)(i)」に改める。

附則第五十四条第三項中「第九十九条の二第二項」を「第九十九条の二第五項」に改める。

附則第九十五条及び第九十六条を次のように改める。

(離婚等をした場合における特例)
第九十五条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が新共済法第百五条第一項に規定する離婚等をした場合におけるこれらの年金の額の改定その他必要な事項については、同条から新共済法第百七条の六までの規定に準じて、政令で定める。

第九十六条 削除

附則第一百十条第二項中「組合」の下に「(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)」を加える。

第十二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項から第四項までを削る。

第十三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項各号列記以外の部分中「第二条の規定による改正後の」及び「第一条の規定による改正後の」を削り、「法附則第二十五条の二第二項」を「附則第二十五条の二第二項」に、「並びに附則第二十五条の四第二項」を「附則第二十五条の四第二項」に、「法附則第二十六条第五項」を「附則第二十六条第五項」に改め、同項第一号中「附則第十四条の八」を削り、同項第二号中「第二条の規定による改正後の」、附則第十四条の八及び「第四条の規定による改正後の」を削り、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、「第二条の規定による改正後の」及び「附則第十四条の八中「第百二条第一項」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十条第六項の規定により読み替えられた第百二条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後期間」とを削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項第一号」を「第五項第一号」に改め、「附則第十四条の八中「第百二条第一項」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十

二年法律第二十二号)附則第十条第五項の規定により読み替えられた第百二条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前期間」とを削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二条の規定による改正後の」、「第一条の規定による改正後の」及び「附則第十四条の八」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第百二条第一項に規定する平均給料月額額の計算の基礎となる掛金の標準となつた給料の額については、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長であつた期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に、再評価率を乗じて得た額とする。

附則第十条第三項中「第二条の規定による改正後の」及び「附則第十四条の八中「第四十四条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十条第三項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」とを削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「附則第十四条の八中「第四十四条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」とを削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額の計算の基礎となる掛金の標準となつた給料の額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に、法第四十四条第二項に規定する再評価率(以下「再評価率」という。)を乗じて得た額とする。

附則第十一条第一項各号列記以外の部分中「一・〇三二」を「従前額改定率」に改め、「第二条の規定による改正後の」及び「第一条の規定による改正後の」を削り、「及び第四項」を「及び第五項」に、「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項第二号中「第二条の規定による改正後の」、「附則第十四条の八」及び「第四条の規定による改正後の」を削り、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項第二号又は第六項」に改め、「第二条の規定による改正後の」を削り、「法第百二条第一項中」の下に「である者」とあるのは「であり、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」とを、「という。」の「と」の下に「給料の額に再評価率」とあるのは「給料の額に再評価率(その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「附則第十四条の八中「附則

別表第一の各号に掲げる受給権者」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第百二条第一項」とあるのは「同法附則第十一条第六項の規定により読み替えられた第百二条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後期間」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とを削り、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9 平成十六年度における第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、一・〇〇とする。

10 第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、毎年度、法第四十四条の第三一項又は第三項(法第四十四条の四第一項に規定する調整期間にあつては、法第四十四条の五第一項又は第四項)の規定の例により改定する。

11 前項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

附則第十一条第五項中「前項第一号」を「第五項第一号」に改め、「表」とあるのは「(の下に」地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第十三条の規定による改正後の」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「第二条の規定による改正後の」及び「第一条の規定による改正後の」を削り、「及び第四項」を「及び第五

項」に、「一・〇三二」を「従前額改定率」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第二号中「第二条の規定による改正後の」及び「附則第十四条の八」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 地方公共団体の長であつた期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項(法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。)の規定により加算される金額が、前項第二号の規定の例により加算される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

附則第十一条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号又は第二項」に改め、「第二条の規定による改正後の」を削り、「法第四十四条第二項中」の下に「長期給付」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付」とを、「という。」の「と」の下に「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。」を加え、「附則第十四条の八中

「附則別表第一の各号に掲げる受給権者」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第四十四条第二項」とあるのは「同法附則第十一条第三項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とを削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「表」とあるのは「の下に」「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第十三条の規定による改正後の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第四十四条第二項、第七十九條第一項、第八十七條第一項及び第二項(昭和六十年改正法附則第八八條第二項においてその例による場合を含む。)、第九十九條の二第一項及び第二項(昭和六十年改正法附則第三十條第一項及び第二項においてその例による場合を含む。))並びに附則第二十條の二第二項第二号及び第三号(法附則第二十條の二第三項及び第四項、附則第二十五條の二第二項、附則第二十五條の三第二項及び第五項、附則第二十五條の四第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項並びに昭和六十年改正法附則第四十條第二項においてその例に

よる場合を含む。の)の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

(法による年金である給付の額の改定の特例)

第十一条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十条第一項若しくは第五項又は前条第一項、第二項、第五項若しくは第六項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十条第一項又は第五項の規定により算定した金額(以下この条において「当該年度額」という。))が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額(以下この条において「前年度額」という。))に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第四十四条の二(法第四十四条の三から第四十四条の五までにおいて適用される場合を除く。の)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 法第四十四条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(以下「名目手取り賃金変動率」という。))が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率(以下「物価変動率」という。))が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第四十四条の三(法第四十四条の五において適用される場合を除く。の)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第四十四条の四(法第四十四条の五において適用される場合を除く。の)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を

一 法第四十四条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(以下「名目手取り賃金変動率」という。))が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率(以下「物価変動率」という。))が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第四十四条の三(法第四十四条の五において適用される場合を除く。の)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第四十四条の四(法第四十四条の五において適用される場合を除く。の)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を

平成十七年度以後の各年度に属する月

附則別表に備考として次のように加える。

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、法第四十四条の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

第十四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)の一部

乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合(物価変動率が一を上回る場合を除く。)

物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第四十四条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則別表平成十二年四月以後の項中「平成十二年四月以後を平成十二年四月から平成十七年三月まで」に改め、同表に次のように加える。

政令で定める率

を次のように改正する。

附則第十四条中「第二条の規定による改正後の」及び「政令で定める数値を乗じて得た額に」を削り、「並びに」を「及び」に、「に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額を合算して得た額」を「の合算額を組合員期間の月数で除して得た額に、組合員期間に応じて同条第四項に定める給料に係る支給率を乗じて得た額」と同日以後の組合員期間の

計算の基礎となる掛金の標準となつた期末手当等の額の総額」に、「同項の表に定める率を乗じて得た額」を「同項に定める期末手当等に係る支給率を乗じて得た額との合計額」に改める。

第十五条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項各号列記以外の部分中「第九十九條の二第一項及び第二項」を「第九十九條の二第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「第九十九條の二第一項及び第二項」を削り、「附則別表第三の規定の下に」又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。第三項及び次条にお

いて「平成十六年改正法」という。）第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定」を加え、同項第二号中「第九十九条の二第一項及び第二項」を「第九十九条の二第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「第九十九条の二第一項第一号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数（前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族扶養年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とを削り、「とする」を「と」、平成十六年改正法第四条の規定による改

正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額額の千分の五・四八二」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る第四十四条第二項に規定する再評価率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十

前の同項に規定する平均給料月額（以下この条において「再評価率による平均給料月額」という。）の千分の七・一二五と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均給料月額」の千分の一・四二五と、同号口中「平均給与月額」の千分の五・四八」とあるのは「再評価率による平均給料月額」の千分の七・一二五と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六とあるのは「再評価率による平均給料月額」の千分の〇・五四八」とあるのは「再評価率による平均給料月額」の千分の〇・七一二と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・二〇六」とするに改め、同条第四項中「第九十九条の二第一項第一号」を「第九十九条の二第一項第一号イ」に、「同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項第一号中「組合員期間の月数（前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済金

にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とを「同号口中「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」に改める。

附則第十一條第一項第一号中、「第九十九条の二第一項及び第二項を削り、「附則別表第三の規定の下に」「又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定」を加え、同項第二号中「第九十九条の二第一項及び第二項を」「第九十九条の二第二項から第三項まで」に改め、同条第二項中「第九十九条の二第一項及び第二項を」「第九十九条の二第二項から第三項まで」に改め、同条第三項中「第九十九条の二第一項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項第一号中「組合員期間の月数」と、同条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とを削り、「とする」を」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額」の千分の五・四八一」とあるのは平成十五年四月一日前の組

合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十条第一項の従前額改定率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した同法第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額（以下この条において

「従前額改定率による平均給料月額」という。）の千分の七・五と、「組合員期間の月数当該月数が三百月未満であるときは、三百月」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の一・五」と、同号口中「平均給与月額」の千分の五・四八とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の一・五」と、「平均給与月額」の千分の〇・五四八とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の一・二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とするに改め、同条第四項中「第九十九条の二第二項第一号イ」を「第九十九条の二第一項第一号イ(1)」に、「同号口中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号イ中「千分の五・四八」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と

と、同号口中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、同条第二項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「組合員期間の月数」当該月数が三百月未満であるときは、三百月」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」を「同号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」当該月数が三百月未満であるときは、三百月」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(i)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(ii)中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」とに改める。

(人事訴訟法の一部改正)
第十六条 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第三十二条第一項中「又は国家公務員共済組合法を、国家公務員共済組合法」に改め、「含む。」の下に「又は地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)第五十五条第二項」を加える。

和三十一年法律第五十二号)第五十五条第二項」を加える。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条、第六条、第九条、第十二条及び第十四条並びに附則第九条から第十三条まで、第二十六条及び第二十七条の規定 平成十七年四月一日
二 第三条及び第十条の規定 平成十八年四月一日
三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条及び第二十八条から第四十五条までの規定 平成十九年四月一日
四 第五条並びに附則第二十一条及び第二十二条の規定 平成二十年四月一日
五 附則第十九条の規定 平成十八年十月一日
六 附則第四十六条の規定 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第三号)の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
七 附則第四十七条の規定 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行の日又は第三号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
八 附則第四十八条の規定 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う

厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第三号)の施行の日又は第三号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条、第六条、第九条、第十二条及び第十四条並びに附則第九条から第十三条まで、第二十六条及び第二十七条の規定 平成十七年四月一日
二 第三条及び第十条の規定 平成十八年四月一日
三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条及び第二十八条から第四十五条までの規定 平成十九年四月一日
四 第五条並びに附則第二十一条及び第二十二条の規定 平成二十年四月一日
五 附則第十九条の規定 平成十八年十月一日
六 附則第四十六条の規定 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第三号)の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
七 附則第四十七条の規定 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行の日又は第三号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
八 附則第四十八条の規定 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う

厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第三号)の施行の日又は第三号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

る障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。
(法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)
第四条 法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年改正法」という。)の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。)又は第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の地共済法等の規定」という。)により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法(第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。)又は第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の地共済法等の規定」という。)により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法(第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。)又は第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の地共済法等の規定」という。)により算定した金額に満たないときは、改正前の地共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の地共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。

2 第一条の規定による改正後の法第九十八条の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による

2 前項の場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一 第一条の規定 による改正前の 法			法		
第八十条第二項			第二十三万四千四百円		
二十万三千四百円に〇・九八八(第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)			二十万三千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)		
第七千七百円			二十万三千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)		
第六十万三千二百円			二十万三千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)		
第八十七條第三項			二十万三千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)		

第八十七條第四項 第一号			四百二十七万六千六百円		
四百二十七万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)			四百二十七万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)		
第八十七條第四項 第二号			二百六十四万四千四百円		
二百六十四万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)			二百六十四万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)		
第八十七條第四項 第三号			二百三十八万九千九百円		
二百三十八万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)			二百三十八万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)		
第八十八條第三項			二十万三千四百円		
二十万三千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)			二十万三千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)		
第九十九條の二第 三項			百六万九千九百円		
百六万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)			百六万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)		

二 第八條の規定 による改正前の 昭和六十年改正 法				第九十九條の三	
附則第二十條の二 第二項第一号		六十万三千二百円		六十万三千二百円に〇・九八八を 乗じて得た額(その額に五十円未 満の端数があるときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満の端 数があるときは、これを百円に切 り上げるものとする。)	
附則第十六條第一 項第一号		乗じて得た額		乗じて得た額に〇・九八八を乗じ て得た額	
附則第十六條第四 項		乗じて得た額		乗じて得た額に〇・九八八を乗じ て得た額	
附則第十七條第二 項第一号		三万四千百円		三万四千百円に〇・九八八を乗じ て得た額(その額に五十円未満の 端数があるときは、これを切り捨て、 五十円以上百円未満の端数がある ときは、これを百円に切り上げる ものとする。)	
附則第十七條第二 項第二号		六万八千三百円		六万八千三百円に〇・九八八を乗 じて得た額(その額に五十円未満 の端数があるときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満の端数 があるときは、これを百円に切り 上げるものとする。)	

三 第十三條の規 定による改正前 の平成十二年改 正法附則第十條 第二項若しくは 第三項又は第十 一條第二項若し くは第三項の規 定により読み替 えられた第一條 の規定による改 正前の法				附則第十七條第二 項第三号	
附則第十七條第二 項第四号		十三万六千六百円		十三万六千六百円に〇・九八八を 乗じて得た額(その額に五十円未 満の端数があるときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満の端 数があるときは、これを百円に切 り上げるものとする。)	
附則第十七條第二 項第五号		十七万七百元		十七万七百元に〇・九八八を乗じ て得た額(その額に五十円未満の 端数があるときは、これを切り捨て、 五十円以上百円未満の端数がある ときは、これを百円に切り上げる ものとする。)	
第七十九條第一項 第一号		乗じて得た額		乗じて得た額に〇・九八八(第七 十四條の二第一項に規定する物価 指数が平成十五年(この号の規定 による率の改定が行われたとき は、直近の当該改定が行われた年 の前年)の当該物価指数を下回る に至つた場合においては、その翌 年の四月以後、〇・九八八(この 号の規定による率の改定が行われ たときは、当該改定後の率)にそ の低下した比率を乗じて得た率を 基準として政令で定める率とす る。以下同じ。)を乗じて得た額	

四 第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十条第五項若しくは第六項又は第十一条第五項若しくは第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法			第七十九条第一項第二号並びに第八十七条第一項及び第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額
			第八十七条第二項第二号	加えた額	加えた額に〇・九八八を乗じて得た額
			第九十九条の二第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額
第二百二条第一項			相当する金額	相当する金額に〇・九八八(第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
第二百三条第一項及び第二項			相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
第二百四条第一項			相当する金額に	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額に	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額に
附則第二十四条第一項			相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額

第五条 昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金については、第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。)により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。)により算定した金額に満たないときは、改正前の昭和六十年改正法の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかわらず、当該金額を同号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の金額とする。

2 前項の場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読み替えは、政令で定める。

一 第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法	附則第四十三条第一項第一号	加えた額	加えた額に〇・九八八(物価指数が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額
附則第四十三条第二項	相当する金額	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十三条第二項	相当する金額	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額

附則第四十六條第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第四十六條第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十七條第一項第一号	七十五万四千三百二十円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	七十五万四千三百二十円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第四十七條第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十八條第一項各号列記以外の部分	相当する額を	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額を
附則第四十八條第一項第一号	加えた額	加えた額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十八條第一項第二号	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十八條第二項第一号	加えた額	加えた額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十八條第二項第四号	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額

附則第四十八條第三項	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第五十一條第一号	加えた金額(百分の〇・九五に相当する額)	加えた金額に〇・九八八を乗じて得た金額(百分の〇・九五に相当する額に〇・九八八を乗じて得た額)
附則第五十三條	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第五十四條第一項	十五万四千二百円	十五万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	二十六万九千九百円	二十六万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第六十一條第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第六十一條第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額

附則第四十六條第一項第二号及び第四十七條第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十八條第一項各号列記以外の部分	相当する額を	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額を
附則第四十八條第一項第一号	加えた額	加えた額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十八條第一項第二号	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十八條第二項第一号	加えた額	加えた額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十八條第二項第四号	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第四十八條第三項	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第五十一條第一号	加えた金額	加えた金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第五十三條	百分の一に相当する額	百分の一に相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第六十一條第一項第二号	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第六十一條第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額

附則第六十三條第一項第一号	加えた額	加えた額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第六十三條第二項	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第七十二條第一項第一号	加えた額	加えた額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第七十二條第二項	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第七十二條第三項	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第七十二條第四項	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額

(平成十七年度から平成二十年度までにおける再評価率の改定等に関する経過措置)

第六條 平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改正後の法第四十四條の二から第四十四條の五までの規定の適用については、法第四十四條の二第一項第三号に掲げる率をとりみなす。

2 平成十九年度における第一条の規定による改正後の法第四十四條の二第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

3 平成二十年度における第一条の規定による改正後の法第四十四條の二第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

(再評価率等の改定等の特例)

第七條 法による年金である給付(政令で定めるものに限る。)その他政令で定める給付の受給権

者(以下この条において「受給権者」という。)のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回る区分第一條の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条において同じ。)に属するものに適用される再評価率(同條の規定による改正後の法第四十四條第二項に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。)又は従前額改定率(第十三條の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一條第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。)その他政令で定める率(以下この条において「再評価率等」という。)の改定又は設定については、第一條の規定による改正後の法第四十四條の四及び第四十四條の五の規定(第十三條の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一條第十項においてその例による場合を含む。以下この条において

同じ。)は、適用しない。

一 第一條の規定による改正後の法第七十九條第一項、第八十七條第一項及び第二項、第九十九條の二第一項及び第二項並びに附則第二十九條の二第二項第二号及び第三号又は第十三條の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一條第二項の規定により算定した金額(第一條の規定による改正後の法第四十四條の四及び第四十四條の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。)の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 附則第四條の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三條の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一條の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一條の規定による改正後の法第四十四條の四第四項第一号に規定する調整率(以下この項において「調整率」という。)が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第一條の規定による改正後の法第四十四條の四及び第四十四條の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

(基礎年金拠出金の負担に関する経過措置)
第八條 平成十六年度における第一條の規定によ

る改正後の法百十三條第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

2 地方公共団体は、平成十六年度における国民年金法第九十四條の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一條の規定による改正後の法百十三條第三項第二号に定める額のほか、二十一億二千七百六十四万六千円を負担する。

3 平成十七年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第十三條第四項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における第一條の規定による改正後の法百十三條第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一」に相当する額とあるのは、「に、三分の一」に千分の十一を加えた率を乗じて得た額とする。

(育児休業手当金の額に関する経過措置)
第九條 第二條の規定による改正後の法第七十條の二第二項の規定は、平成十七年四月一日以後に開始された同條第一項に規定する育児休業に係る育児休業手当金の額の算定について適用し、同日前に開始された当該育児休業に係る育児休業手当金の額の算定については、なお従前の例による。

(介護休業手当金の額に関する経過措置)
第十條 第二條の規定による改正後の法第七十條の三第三項の規定は、平成十七年四月一日以後に開始された同條第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用し、同日前に開始された当該介護休業に係る介

護休業手当金の額の算定については、なお従前の例による。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

第二十一条 第二条の規定による改正後の法附則第二十條の二第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十六月、昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月)」とする。

2 第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十六條第一項第一号及び第十九條第五項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十六月、昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月)」とする。

3 第六條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十年」とあるのは、「四十年(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十六年、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十九年)」とする。

(育児休業等期間中の組合員の特例に関する経過措置)

第十二條 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第百十四條の二の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正後の法第百十四條の二第一項に規定する育児休業等を開始した者(同日前に第二条の規定による改正前の法第百十四條の二の規定に基づく申出をした者を除く。)については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第百十四條の二第一項の規定を適用する。

(法による脱退一時金の額に関する経過措置)
第十三條 平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(市町村連合会における長期給付に係る業務の共同処理に伴う経過措置)

第十四條 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下この条において「構成組合」という。)に係る第四条の規定による改正後の法第二十七條第二項各号に掲げる業務については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後、全国市町村職員共済組合連合会(以下この条において「市町村連合会」という。)において行うものとする。この場合において、当該構成組合に係る権利義務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定により構成組合が行っていた業務を市町村連合会が行うこととなったことに伴い、市町村連合会が構成組合の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

3 前二項に定めるもののほか、構成組合が行っていた業務を市町村連合会が行うこととなったことに伴う経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第十五條 第四条の規定による改正後の法第八十條の二の規定は、平成十九年四月一日前に置いて法第七十八條の規定による退職共済年金の受給権を有する者については、適用しない。

(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置)
第十六條 第四条の規定による改正後の法第八十二條若しくは第九十三條又は昭和六十年改正法附則第十條の規定は、法による退職共済年金

若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金のいずれかの受給権者(昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。)である厚生年金保険の被保険者等(第四条の規定による改正後の法第八十二條第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等をいう。以下この条において同じ。)が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であつて、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。(法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十七條 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による遺族共済年金(その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。)の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日前にいて昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する旧共済法による年金(退職を給付事由とするものに限る。)その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を取得した場合にあつては、当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

3 第四条の規定による改正後の法第九十九條の七第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に給付事由の生じた法による遺族共済年金について適用する。

(対象となる離婚等)
第十八條 第四条の規定による改正後の法第百五

条第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等(同項に規定する離婚等をいう。)をした場合(総務省令で定める場合を除く。)については、適用しない。

(当事者への情報提供の特例)

第十九条 第四条の規定による改正後の法第百五十一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第四条の規定による改正後の法第百七条第一項の規定の例により、地方公務員共済組合に対し、請求をすることができる。

(離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

第二十条 第四条の規定による改正後の法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者について国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八条第二項第三号、第十二条第一項第二号及び第四号並びに第十四条第一項第一号の規定を適用する場合には、同法附則第八条第二項第三号中「含む」とあるのは「含む、地方公務員等共済組合法第百七条の三第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)を除く。」と、同法附則第十二条第一項第二号及び第四号中「含む」とあるのは「含む、附則第八条第二項第三号に掲げる期間にあつては、離婚時みなし組合員期間を除く。」と、同法附則第十四条第一項第一号中「含む」の月数」とあるのは「含む、附則第八条第二項第三号に掲げる期間にあつては、離婚時みなし組合員期間を除く。」の月数」と読み替えるものとするほか、法による長

期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替は、政令で定める。

(対象となる特定期間)

第二十一条 第五条の規定による改正後の法第百七条の七第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

第二十二条 第五条の規定による改正後の法第百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者について国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号中「含む」の月数」とあるのは、「含む、附則第八条第二項第三号に掲げる期間にあつては、地方公務員等共済組合法第百七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を除く。」の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替は、政令で定める。

(平成十二年改正法附則別表に規定する率の設定に關する経過措置)

第二十三条 平成十七年度における第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表の備考の規定の適用については、同備考中「当該年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

める。

(平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に關する法律の一部改正)

(正)

第二十五条 平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に關する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による年金である給付の額の項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。)附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額の項を削る。

(社会保障に關する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律の一部改正)

第二十六条 社会保障に關する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律(平成十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「及び第二項」の下に「第百四十一条の二」を加える。

第六十九条中「第八十一条第五項」を「第八十一条第八項」に改める。

(社会保障に關する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律の一部改正)

第二十七条 社会保障に關する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と

の間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律(平成十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び第二項」の下に「第百四十一条の二」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十八条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則第十九条第四項第一号中「組織する共済組合」の下に「及び全国市町村職員共済組合連合会」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十九条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第三号中「第二十四条」の下に「(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百二十六条の二第三項中「当該地方の組合」を「当該地方の組合(地方公務員等共済組合法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会を組織する地方の組合にあつては、当該全国市町村職員共済組合連合会)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第三十条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国家公務員共済組合連合会」の下に「全国市町村職員共済組合連合会」を加える。

第九十四条の四「各地方公務員共済組合」を「各地方公務員共済組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村

職員共済組合連合会」に改め、「総額等」の下に「(全国市町村職員共済組合連合会にあつては、すべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合における給料の総額等)を加える。」

第百一条第一項中「(国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会を除く。第六項及び第七項において同じ。)」を削る。

(地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
(地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二条 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
第三十四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
(住民基本台帳法の一部改正)

第三十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項及び同表の二十一の項中「地方公務員共済組合」の下に「及び全国市町村職員共済組合連合会」を加える。

(昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第三十六条 昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
(昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
(厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五十三條第二項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
(昭和四十二年及び昭和四十三年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 昭和四十二年及び昭和四十三年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
附則第六条第一項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。

第四十一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項中「市町村職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
(介護保険法の一部改正)

第四十二条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第百三十四条第二項中「地方公務員共済組合」の下に「(全国市町村職員共済組合連合会を含む。次項、第百三十六條第三項及び第六項並びに第百三十七條第二項において同じ。)」を加える。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十三条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第九十九條の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第九十九條の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

第四十五条中「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は」に改める。

第七十四条第一項中「又は共済組合等(国家公務員共済組合)を、」全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合)に改める。

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十四条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条中「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は」に改める。

第十七条第一項中「国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合」の下に、「全国市町村職員共済組合連合会」を加える。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十五条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「地方公務員共済組合及び」を「地方公務員共済組合、同法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会及び」に改める。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十六条 社会保障に関する日本国とアメリカ

合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十六条中「第八十一条第五項」を「第八十一条第八項」に改める。

第四十七条 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「及び第五十九条第六項」を「第五十九条第六項及び第七十一条第一項」に改める。

第四十七条第一項中「第九十九条の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

第五十二条中「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は」に改める。

第七十一条第一項中「又は共済組合等(国家公務員共済組合を、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合)」に改める。

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十八条 社会保障に関する日本国と大韓民国

との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条中「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は」に改める。

第十二条第一項中「国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合」の下に、「全国市町村職員共済組合連合会」を加える。

理 由

少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、地方公務員共済年金制度の長期的安定を図り、併せて多様な生き方及び働き方に対応し、組合員がその能力を発揮できる社会の実現に資するため、年金額の水準を自動的に調整する制度の導入、組合員に対する退職共済年金の支給停止制度の見直し、育児をする組合員に対する配慮措置の拡充、離婚等をした場合の掛金の標準となった給料等の特例制度の創設等の措置を講ずるとともに、国家公務員共済年金制度との長期給付の財政単位の一元化及び全国市町村職員共済組合連合会を構成する共済組合の長期給付事業の一元的処理を図るための所要の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、地方公務員共済年金制度の長期的安定を図り、併せて多様な生き方及び働き方に対応し、組合員がその能力を発揮できる社会の実現に資するため、年金額の水準を自動的に調整する制度の導入、組合員に対する退職共済年金の支給停止制度の見直し、育児をする組合員に対する配慮措置の拡充、離婚等をした場合の掛金の標準となった給料等の特例制度の創設等の措置を講ずるとともに、国家公務員共済年金制度との長期給付の財政単位の一元化及び全国市町村職員共済組合連合会を構成する共済組合の長期給付事業の一元的処理を図るための所要の措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 長期給付に関する事項

(一) 年金である給付等の改定

(1) 年金額等の改定

ア 掛金の標準となった給料等の額の再評価

退職共済年金等の額の算定の基礎となる平均給与月額額の計算に当たり、各月の掛金の標準となった給料の額及び

期末手当等の額にその者の生年月日ごと、組合員であつた期間ごとに定めた再評価率を乗じることにより当該額の再評価を行うこと。

イ 加給年金の見直し

退職共済年金の配偶者及び子に係る加給年金並びに障害共済年金の配偶者に係る加給年金額を次のように見直すこと。

(ア) 配偶者並びに第一子及び第二子

二十二万四千七百円に国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)であつて、同法第二十七条の三及び第二十七条の五の適用がないものとして改定された賃金の変動等に応じた改定率(以下「賃金変動等改定率」という。)を乗じて得た金額

(イ) 第三子以降 七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額

ウ 障害基礎年金が支給されない者の障害共済年金の最低保障額を国民年金法による障害基礎年金の額の四分の三に相当する金額とすること。

エ 公務等による障害共済年金の額の最低保障額を次の区分に応じ、それぞれ

の区分に掲げる金額に改定率を乗じて得た金額とすること。

(ア) 障害等級一級 四百十五万二千六百円

(イ) 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

(ウ) 障害等級三級 二百三十二万六千六百円

オ 公務等による遺族共済年金の額の最低保障額を百三万八千八百円に改定率を乗じて得た金額とすること。

カ 四十歳以上の寡婦に対する遺族共済年金の加算額を国民年金法による遺族基礎年金の額の四分の三に相当する金額とすること。

キ 六十五歳未満の者に対する退職共済年金の定額部分の月当たりの単価を千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額とすること。

ク 長期給付に係る掛金の標準となる給料及び期末手当等の最高限度額について、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による標準報酬月額及び標準賞与額の最高限度額を勘案して自動改定する仕組みに改めること。

(2) 各年度の再評価率の改定方法
ア 再評価率は、毎年度、原則として名

目手取り賃金変動率を基準として改定すること。ただし、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される再評価率については、原則として物価変動率を基準として改定すること。

イ 厚生年金保険制度において定める調整期間における再評価率の改定は、原則として名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を基準として行うこと。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。

ウ イにかかわらず、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される再評価率については、原則として物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準として改定すること。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。

(二) 給付に関する事項

(1) 六十五歳以上の障害基礎年金の受給権者に対する退職共済年金又は遺族共済年金の併給

六十五歳以上の障害基礎年金の受給権者が退職共済年金又は遺族共済年金の受給権者である場合には、それぞれ退職共済年金又は遺族共済年金を障害基礎年金と併せて受給することができること。

(2) 六十五歳以上の受給権者に対する遺族共済年金の支給方法の見直し
六十五歳以上の受給権者に対して、退職共済年金を全額支給し、従前の退職共済年金及び遺族共済年金の受給権を有する者に対して支給され得る金額との差額を遺族共済年金として支給すること。

(3) 退職共済年金の繰下げ支給制度の創設
退職共済年金の受給権者であつて、その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日前に当該退職共済年金を請求していないものは、組合にその支給の繰下げの申出をすることができるとし、この場合における退職共済年金の額は、政令で定める額を加算すること。

(4) 退職共済年金の受給権者が組合員である場合等における支給停止の見直し
退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が組合員である間又は他の被用者年金制度等に加算している場合における支給の停止について、その調整の基準となる金額を自動改定する仕組みに改めるとともに、退職共済年金又は障害共済年金の受給権者に対する支給停止額について、これらの額の百分の二十に相当する金額を一律停止する現行の方式を改めること。

- (5) 子を有しない若齢期の妻に対する遺族共済年金の見直し
遺族共済年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が遺族基礎年金の受給権を取得しない場合等においては、当該遺族共済年金の受給権等取得した日から五年が経過したときに、当該遺族共済年金の受給権は消滅すること。
- (6) 六十五歳未満の者に対する退職共済年金の定額部分等の上限の見直し
六十五歳未満の者に対する退職共済年金に加算される定額部分等の額を算定する場合における上限としている月数を四百八十月に引き上げること。
- (7) 脱退一時金の額の自動改定制度の導入
日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の額については、掛金率の改定に伴い自動的に改定される仕組みを導入すること。
- (三) 掛金の標準となつた給料等の特例制度の創設
- (1) 離婚等をした場合における特例制度の創設
当事者の一方は、離婚等をした場合であつて、離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているとき、又は裁判所が請求すべき

- 按分割合を定めたときには、当該離婚等について対象期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額に係る特例の適用を請求することができること。
- (2) 被扶養配偶者である期間についての特例制度の創設
特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるときは、当該特定組合員の特定期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなす特例の適用を請求することができること。
- 2 育児をする組合員に関する事項
- (一) 育児休業手当金に関する事項
子が一歳に達した日後においても総務省令で定める場合にあつては、当該子が一歳六ヶ月に達するまでの間、育児休業手当金を支給することとともに、併せてその給付水準を雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による育児休業給付に準じたものとする。

- (二) 育児休業等の期間に係る掛金の特例
- (1) 育児休業等をしている組合員に対する掛金の免除
育児休業又は育児休業に準ずる措置による休業を取得している期間については、申出により、掛金を免除する期間を当該育児休業等に係る子が三歳に達する日の属する月の前月までに延長すること。
- (2) 三歳未満の子を養育する組合員に対する掛金の特例
三歳未満の子を養育する組合員が部分休業等の承認を受けた場合等で給料の一部を受け取る月については、申出により、当該月に係る掛金のうち当該給料の一部に給料と掛金との割合を乗じて得た額を控除した額については徴収しないこと。
- 3 基礎年金拠出金に対する公的負担割合の見直しに関する事項
基礎年金拠出金に対する公的負担割合を二分の一に引き上げること。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第十三条第四項に規定する特定年度の前年度までの間における基礎年金拠出金に対する公的負担については、三分の一に千分の十一を加えた率をもつて計算することとする等所要の措置を講ずること。

- 4 国家公務員共済年金制度との長期給付の財政単位の一元化に関する事項
- (一) 長期給付費用の再計算に関する事項
長期給付に要する費用については、組合の費用の予想額及び国の組合の費用の予想額の合計額と、組合の収入及び積立金の額と国の組合の収入及び積立金の額の合計額とが再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に必要な額の積立金を保有しつつ、財政の均衡を保つことができるように定めること。
- (二) 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金に関する事項
地方公務員共済組合連合会は、組合の長期給付に要する費用の負担の水準と国家公務員共済組合制度の長期給付に要する費用の負担の水準との均衡及びこれらの長期給付の円滑な実施を図るための財政調整拠出金の拠出を行うこと。
- 5 市町村の共済組合の長期給付事業の一元的処理に関する事項
市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下「構成組合」という。)の長期給付に係る業務のうち長期給付の決定及び支払、長期給付に充てるべき積立金の積立て等を全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)において行うこととするともに、市町村連合会は長期給付に係る業務の一部を

構成組合に行わせることができること。
6 施行期日等

- (一) この法律は、平成十六年十月一日から施行すること。ただし、1の(2)(4)、(6)及び(7)並びに2は平成十七年四月一日から、1の(2)(1)は平成十八年四月一日から、1の(2)(2)、(3)及び(5)、(3)(1)並びに5は平成十九年四月一日から、1の(3)(2)は平成二十年四月一日から施行すること。

(二) その他関係法律について所要の改正を行うとともに、地方公務員等共済組合法等の改正に伴い必要な経過措置を設けること。

二 議案の可決理由

少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、地方公務員共済年金制度の長期的安定を図るため、年金額の水準を自動的に調整する制度の導入等の措置を講ずるとともに、国家公務員共済年金制度との長期給付の財政単位の一元化及び全国市町村職員共済組合連合会を構成する共済組合の長期給付事業の一元的処理を図るための所要の措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

平成十六年五月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿
総務委員長 佐田玄一郎

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

(農業協同組合法の一部改正)

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の十五の三」を「第十一条の三十二」に、「第二節の二 子会社等(第十一条の十六―第十一條の十九)」を「第二節の二 子会社等(第十一條の四十五―第十一條の五十) 三―第十一條の四十四)」に改める。

第九条中「この条」の下に、「第十一条の四十九第一項第五号」を加える。

第十条第一項第一号中「第十一条の十五の二第三項」を「第十一條の三十一第三項」に改め、同条第三項第一号中「第十一條の十五の二第二項第二号」を「第十一條の三十一第一項第二号」に改め、同条第十項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第四号中「(平成七年法律第五百五

号)」を削り、同項第五号中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第二十五項ただし書中「第九項」を「第十項」に改め、同条第二十八項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同条第二十九項中「第二十五項ただし書及び第二十六項」を「第二十六項ただし書及び第二十七項」に改め、同条第三十一項中「附帯する事業」の下に「及び第十項の事業」を加え、同条第二十八項の次に次の一項を加える。

組合は、第二十六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

第十条第九項の次に次の一項を加える。
第一項第十号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。

に「又は第十号」を加え、「政令」を「農林水産省令」に改め、同条第二項中「の政令」を「の農林水産省令」に改める。

第十一條の二第二項中「次節及び第九十三條」を「及び第二節の三」に改め、同条第三項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第十一條の十九第二項中「第十一條の十七第二項」を「第十一條の四十六第二項」に、「前項」とあるのは「第十一條の十九第一項」を「前項」とあるのは「第十一條の四十八第一項」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」に、「信用事業会社」を「特定事業会社」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「第一項」とあるのは「第十一條の十九第一項」を「第二項」とあるのは「第十一條の四十八第一項」に改め、「又は信用事業の全部若しくは一部」との下に「農林水産省令」とあるのは「主務省令」とを加え、「前各項」とあるのは「第十一條の十九第一項」を「前各項」とあるのは「第十一條の四十八第一項」に改め、同条第三項中「第十一條の十七第二項」を「第十一條の四十六第二項」に改め、第二章第二節の二中同条を第十一條の四十八とし、同条の次に次の二條を加える。
第十一條の四十九 第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社(第四項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 保険会社 二 保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。第十二条第二項第三号二において同じ。)を行う外国の会社 三 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいるものに限る。) イ 従属業務 ロ 関連業務 四 新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社(当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で農林水産省令で定めるもの(次条第三項において「特定子会社」という。))以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。) 五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占禁止法第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。))で農林水産省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。) 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	一 従属業務 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号若しくは第二号に掲げる会社の行う業務に従属する業務として農林水産省令で定めるもの 二 関連業務 第十条第一項第十号の事業に付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの 第十一条の四十五第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十九第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。 第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。))又は関連業務(第二項第二号に掲げる関連業務をいう。同条第一項において同じ。))のうち農林水産省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条において「認可対象会社」という。を子会社としようとするときは、第六十五条第二項の規定により	合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。 第十一条の四十七第五項から第八項までの規定は、認可対象会社について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十一条の四十九第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第十一条の四十九第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十九第一項」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十九第一項」と、「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。 第一項第三号又は第四項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の行う業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。 第十一条の五十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社及	び同項第五号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数(をいう。))を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。 第十一条の四十六第二項から第七項までの規定は、前項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の五十第一項」と、「特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。の議決権をその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。))と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条の五十第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十一条の五十第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、「第五十条の二第三項」とあるのは「第十一条の四十九第四項」と、「信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき(農林水産省令で定める場合に限る。))とあるのは「同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき」と、「その信用事業の全部
---	---	--	--

又は一部の譲受けを」とあるのは「その子会社」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十一條の五十第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第十一條の五十第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第十一條の四十六第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第十一條の五十第一項」と読み替えるものとする。

第一項の場合及び前項において準用する第十一條の四十六第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

第十一條の十八第三項中「第十一條の十六第二項」を「第十一條の四十五第三項」に、「同条第二項中「前項」を同条第三項中「第一項」に、「第十一條の十八第一項」を「第十一條の四十七第一項」に、「読み替える」を、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と読み替える」に改め、同条第四項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第九項を削り、同条を第十一條の四十七とする。

第十一條の十七第一項中「第十條第一項第三号」の下に「若しくは第十号」を加え、「信用事業

会社(信用事業)を「特定事業会社(特定事業(前条第二項に規定する特定事業をいう。以下この項において同じ。))に、「又は信用事業」を「又は特定事業」に、「当該信用事業会社」を「当該特定事業会社」に改め、同条第二項中「主務省令」を「農林水産省令」に、「信用事業会社」を「特定事業会社」に改め、同条第三項中「信用事業会社」を「特定事業会社」に改め、同条第四項中「信用事業会社」を「特定事業会社」に改め、同条第五項及び第六項中「信用事業会社」を「特定事業会社」に改め、同条を第十一條の四十六とする。

第十一條の十六第一項中「第十條第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、「以外の信用事業」を「を除き、特定事業」に、「又は信用事業」を「又は特定事業」に改め、同項第一号中「信用事業」を「特定事業」に、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次項第一号に掲げる農業協同組合にあつては第十條第一項第二号、第三号又は第十号の事業に、次項第二号に掲げる農業協同組合にあつては同条第一項第二号又は第三号の事業に、次項第三号に掲げる農業協同組合にあつては同条第一項第十号の事業に、それぞれ付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの

第十一條の十六第二項中「前項」を「第一項」に、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する「特定事業」とは、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業をいう。

一 第十條第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合 信用事業又は共済事業

二 第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合(前号に掲げる農業協同組合を除く。)

三 第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合(第一号に掲げる農業協同組合を除く。)

第二章第二節の二中第十一條の十六を第十一條の四十五とし、同節を同章第二節の三とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 共済契約に係る契約条件の変更

第十一條の三十三 第十條第一項第十号の事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約(変更対象外契約を除く。)について共済金額の削減その他の契約条項の変

更(以下この節において「契約条件の変更」という。)を行う旨の申出をすることができる。

前項の組合は、同項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならぬ。

行政庁は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限り。)

第十一條の三十四 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第十一條の三十五 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定利率については、共済契約者等の保護の見地から第十条第一項第十号の事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。 第十一条の三十六 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約条件の変更を行おうとするときは、第十一条の三十三第三項の規定による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならない。 前項の議決には、第四十六條の規定を準用する。 第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第四十三條の五第三項の通知において、会議の目的たる事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。 第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。	前項の方針については、その内容を定款に記載しなければならない。 第十一条の三十七 前条第一項の議決又はこれとともに第四十六條第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る議決は、同条（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、出席した組合員又は会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。 前項の規定により仮にした議決（以下この条において「仮議決」という。）があつた場合においては、組合員又は会員（第十二條第一項第二号から第四号までの規定による組合員又は同条第二項第二号若しくは第三号の規定による会員を除く。）に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。 第十一条の三十八 第十条第一項第十号の事業を行う組合の理事は、第十一条の三十六第一項の議決を行うべき日の二週間前から第十一条の四十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更の内容を示す書類、	契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の農林水産省令で定める書類並びに第十一条の三十六第四項の方針がある場合にあつてはその方針の内容を示す書類を各事務所に備えて置かなければならない。 組合員及び会員並びに共済契約者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。 第十一条の三十九 行政庁は、第十一条の三十三第三項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。 前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。 行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つていないと認めるときは、共済調査人を解任することができる。 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五	号）第六十條及び第六十一條第一項の規定は、共済調査人について準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替へるものとする。 前項において準用する民事再生法第六十一條第一項に規定する費用及び報酬は、第十一条の三十三第三項の規定による承認に係る組合（次条第一項及び第九十九條の七において「被調査組合」という。）の負担とする。 第十一条の四十 共済調査人は、被調査組合の役員及び参事その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査組合の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被調査組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができ。 共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。 第十一条の四十一 共済調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。共済調査人がその職を退いた後も、同様とする。 共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、そ
---	--	--	---

の職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

第十一条の四十二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、第十一条の三十六第一項の議決があつた場合(第十一条の三十七第三項の規定により第十一条の三十六第一項の議決があつたものとみなされる場合を含む)には、遅滞なく、当該議決に係る契約条件の変更について、行政庁の承認を求めなければならない。

行政庁は、当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、第十一条の三十六第一項の議決に係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の継続のために必要なものであり、共済契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

第十一条の四十三 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間以内に、第十一条の三十六第一項の議決に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る共済契約者(以下この条において「変更対象契約者」という。)に

対し、同項の議決に係る契約条件の変更の内容を、書面をもつて、通知しなければならない。

前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の農林水産省令で定める書類並びに第十一条の三十六第四項の方針がある場合にあつてはその方針の内容を示す書類を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

前項の期間は、一月を下つてはならない。
第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超え、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として農林水産省令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の農林水産省令で定める金額が、同項に定める割合を超えない

ときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

第十一条の四十四 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の農林水産省令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

前項の組合は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に対し、当該契約条件の変更後の共済契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

第二章第二節中第十一条の十五の三を第十一条の三十二とする。
第十一条の十五の二第四項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。」を削り、「当該組合」を「当該農業の経営を行うことについての同意を当該電磁的方法により得た組合」に改め、同条を第十一条の三十一とする。

第十一条の十五を第十一条の三十とし、第十一条の十四を第十一条の二十九とし、第十一条の十三を第十一条の二十八とする。

第十一条の十二中「二」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第十一条の八第一項」を「第

十一条の二十三第一項」に改め、同条を第十一条の二十七とする。

第十一条の十一を第十一条の二十六とし、第十一条の十を第十一条の二十五とし、第十一条の九を第十一条の二十四とし、第十一条の八を第十一条の二十三とする。

第十一条の七中「前条」を「第十一条の十七」に、「同号の事業に」を「共済事業に」に改め、同条を第十一条の十九とし、同条の次に次の三条を加える。

第十一条の二十 第十条第一項第十号の事業を行う組合(農林水産省令で定める要件に該当する農業協同組合を除く)は、理事会(第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会)において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として農林水産省令で定めるものに関与させなければならない。

共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として農林水産省令で定める要件に該当する者でなければならない。

第十一条の二十一 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、農林水産省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

一 農林水産省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他農林水産省令で定める事項

共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十一条の二十二 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づく行政庁の処分違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第十一条の六中「同号の事業」を「共済事業」に改め、同条を第十一条の十七とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の十八 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、農林水産省令で定める共済契約について、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別し

て経理するための特別の勘定(次項において「特別勘定」という。)を設けなければならない。

前項の組合は、農林水産省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

第十一条の五中「農林水産省令の定めるところにより」を削り、「その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これ」を「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金」に改め、同条を第十一条の十三とし、同条の次に次の三条を加える。

第十一条の十四 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したもののその他これに準ずるものとして農林水産省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、農林水産省令で定めるところにより、支払備金を積み立てなければならない。

第十一条の十五 第十条第一項第十号の事業を

行う組合は、毎事業年度末において、農業協同組合にあつてはその所有する資産で第十一条の十七の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもののうちに、農業協同組合連合会にあつてはその所有する資産のうちに、それぞれ価格変動による損失が生じ得るものとして農林水産省令で定める資産(次項において「特定資産」という。)があるときは、農林水産省令で定めるところにより、価格変動準備金を積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。)の額が特定資産の売買等による利益(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額のとん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

第十一条の十六 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約者割戻し(共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによつて得られる収益のう

ち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。)を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として農林水産省令で定める基準に従い、行わなければならない。

契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十一条の四第二項中「事業」を「共済事業(第十条第一項第十号の事業(この事業に附帯する事業を含む。))及び同条第十項の事業をいう。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「変更」の下に「(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十一条の四を第十一条の七とし、同条の次に次の五条を加える。

第十一条の八 主務大臣は、第十条第一項第十号の事業を行う組合の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合がその経営の健全性を判断するための基

準として共済金、返戻金その他の給付金(以下「共済金等」という。)の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

一 出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として農林水産省令で定めるところにより計算した額

第十一条の九 第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は当該組合と共済契約を締結した共済契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

- 一 申込者等が、農林水産省令で定めるところにより、共済契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。
- 二 当該共済契約の共済期間が一年以下であるとき。
- 三 当該共済契約が、法令により申込者等が

加入を義務付けられているものであるとき。

四 申込者等が組合又は共済代理店(組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。)の事務所その他の農林水産省令で定める場所において共済契約の申込みをしたとき。

五 その他農林水産省令で定めるとき。

前項第一号の場合において、同項の組合は、同号の規定による書面の交付に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供した組合は、当該書面を交付したものとみなす。

前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。

共済契約の申込みの撤回等は、当該共済契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができる。ただし、同項の規定による共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金として農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該共済契約に係る共済掛金の前払として受領した金銭のうち前項ただし書の農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

共済代理店は、共済契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

共済代理店は、第一項の組合に共済契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償の支払その他の金銭の支払をした場合において、当該支払

に伴う損害賠償の支払その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができる。

共済契約の申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じたことを知つているときは、この限りでない。

第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第十一条の十 第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 共済契約者又は被共済者に対して、虚偽のことを告げ、又は共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為
- 二 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為
- 三 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為
- 四 前三号に定めるもののほか、共済契約

者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれがあるものとして農林水産省令で定める行為

第十一条の十一 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合の共済代理店が当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

前項の規定は、同項の組合が、共済代理店の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、当該共済代理店が当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害の発生防止に努めた場合には、適用しない。

第一項の規定は、同項の組合から共済代理店に対する求償権の行使を妨げない。

民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定は、第一項の規定による損害賠償の請求権について準用する。

第十一条の十二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、農林水産省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の三の三を第十一条の六とする。

第十一条の三の二中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、「政令」を「農林水産省令」に改め、同条ただし書及び各号中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の三第二項中「次条、次節、第十二条、第三十条、第五十四条の二及び第一百一条において」を「以下」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の二の二を第十一条の三とする。

第十二条第二項第三号を次のように改める。

三 組合が主たる構成員又は出資者となつている法人(次に掲げる者を除く。)

イ 前二号に掲げる者

ロ 農業協同組合中央会

ハ 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社である第十一号の

四十七第一項第一号に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社

二 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社である保険会社及び保険業を行う外国の会社

第二十一条第一項中「組合員」を「非出資組合の組合員」に、「事業年度の終」を「事業年度末」に改め、同条に第一項として次のように加える。

出資組合の組合員は、いつでも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、組合員は、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

第三十条第十二項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、同項第一号中「政令で定める規模を」その行う信用事業又は共済事業の規模が農林水産省令で定める基準」に改め、同条第十三項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、「政令で定める規模を」その行う信用事業又は共済事業の規模が農林水産省令で定める基準」に改める。

第一項の規定により出資組合が組合員の持分を譲り受ける場合には、第十四条第一項及び第二項の規定は適用しない。

第三十四条中「(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第二十三条第一項中「組合員は、」の下に「前条

第三十六条第六項中「子会社」を「子会社等」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」に、「子会社」を「子会社等」に改める。

第一項の規定により「を」を加え、「払戻」を「払戻し」に改め、同条第二項中「事業年度の終」を「事業年度末」に改める。

第三十七条第一項中「第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合」を「組合(第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会その他の農林水産省令で定める組合を除く。に、「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十四条中「あたり」を「当たり」に、「以て」を「もつて」に改め、「により、」の下に「第二十二

第三十七条の二第一項中「農業協同組合中央会」を「全国農業協同組合中央会」に、「中央会」を「全国中央会」に改め、同条第二項から第四項まで、第六項、第七項及び第八項第一号中「中央会」を「全国中央会」に改め、同条第十項中「中央会」を「監査を行う全国中央会」に、「子会社」を「子会社等」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」に、「子会社」を「子会社

第二十六条中「脱退した」を「第二十二條第一項の規定により脱退した」に、「払戻」を「払戻し」に改める。

第二十七条第一項中「組合員は」の下に、「事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは」を加える。

第二十八条第一項第九号中「準備金」を「利益準備金」に改める。

第二十八号第一項第九号中「準備金」を「利益準備金」に改める。

等ヲ」に改め、同条第十二項中「中央会」を「全国中央会」に改める。

第三十九条第二項中「第二百五十八条第一項」の下に「並ニ農業協同組合法第四十条第一項を加え、」子会社」を「子会社等」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」に、「子会社」を「子会社等」に改める。

第四十条第一項中「仮理事」の下に「若しくは仮監事」を加える。

第四十二条中「又は会計主任」を「会計主任又は共済計理人」に改める。

第四十三条の三第三項中「当該組合員」を「当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員」に改める。

第四十四条第五項中「変更で当該共済規程の変更に係る第十条第一項第十号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実施されるものである」を「変更のうち、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係る」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第四十六条第四号中「第五十条の三第一項」を「第五十条の四第一項」に改める。

第五十条の二中第六項を削り、第三項の次の二項を加える。

第一項及び第二項に規定する信用事業の全

部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前二条の規定を準用する。

第一項及び第二項に規定する信用事業の全部の譲渡又は譲受けを行う組合が、前項において準用する第四十九条第二項の規定による公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該組合による各別の催告は、することを要しない。

第五十条の四を第五十条の五とする。

第五十条の三第一項中「(同号の事業(この事業に附帯する事業を含む。))をいう。以下同じ。))」を削り、同条第四項中「又は一部」を削り、「ついでに、」を「ついでには第四十九条、第五十条及び第五十条の二第五項の規定を、第一項に規定する共済事業の一部の譲渡については」に改め、同条第五項中「前条第七項」を「第五十条の二第八項」に改め、同条を第五十条の四とし、第五十条の二の次に次の一条を加える。

第五十条の三 第十条第一項第三号の事業を行う組合が同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該組合に現存する純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。第五十二条第一項において同じ。)の二十

分の一を超えないときは、前条第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における前条第四項において準用する第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「議決の日」とあるのは、「理事会」第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会」の議決の日」とする。

第一項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二百四十五条第一項」とあるのは、「農業協同組合法第五十条の二第二項」と読み替えるものとする。

第一項に規定する組合の総組合員(准組合員を除く。)の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。)が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

第五十一条第一項及び第二項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加える。

第五十二条第一項中「(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。))」を削る。

第五十二条の三中「第十一条の三、第十一の三の三、第十一条の五から第十一の七まで及び第五十条の四」を「第十一条の四、第十一の六、第十一の十三から第十一の十九まで及び第五十条の五」に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

出資組合は、次に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該組合員の持分を取得することができる。

一 第二十一条第一項の規定により組合員の持分を譲り受けたとき。

二 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会がその会員たる農業協同組合連合会と合併したとき。

第五十四条第三項中「全国連合会」を「出資組合」に、「その会員」を「組合員」に改める。

第五十四条の二第一項中「第十条第一項第三号の事業を行う」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、「以下」の下に「この項、次条、第九十四条の二及び第九十八条第六項において」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第五十四条の三第一項中「第十条第一項第三

号」の下に「又は第十号」を加え、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、「信用事業」の下に「又は共済事業」を加え、同条第二項及び第三項中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条第四項中「貯金者その他の信用事業」を「信用事業又は共済事業」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 合併によつて消滅する出資組合の総組合員(准組合員を除く。以下この項及び第五項において同じ。)の数が合併後存続する出資組合の総組合員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の二十分の一を超えない場合における合併後存続する出資組合の合併については、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による総会の議決を要しない。

前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する出資組合は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中

「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは、「農業協同組合法第六十五条第一項ノ議決」と読み替へるものとする。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における前条第四項において準用する第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

合併後存続する出資組合の総組合員の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。)が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行つたときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

第七十二条の二の二中「並びに第四百二十六条」を、「第四百二十六条並びに第四百二十九条」に改める。

第七十三条第一項中「及び第二十一条」を「第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二條」に改め、「場合のほか」との下に、「第二十一条第二項中「非出資組合」とあるのは、農事組合法人」と、第二十三条第一項中「前条第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十

四条及び第二十六条中「第二十二條第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」とを加え、同条第二項中「第十條第一項第三号」の下に「又は第十号」を加える。

第七十三条の二十三第一項中「全国中央会は」の下に、「前条第一項各号の事業のほか」を加え、「行うことができるを「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二十三の二 全国中央会は、第七十三条の二十二第一項第一号の事業に関する中央会相互間の連携の推進に資するため、当該事業に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中央会が行う組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本的方向
- 二 中央会が行う組合の組織、事業及び経営の指導の実施方法
- 三 その他中央会が組合の組織、事業及び経営の指導を行うために必要な事項

全国中央会は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県中央会は、基本方針に即して、第七十三条の二十二第一項第一号の事業を行うものとする。

第七十三条の二十四中「前条第一項」を「第七十三条の二十三第一項」に改める。

第七十三条の二十七第一項中「前条第一項の承認を受けた中央会」を「全国中央会」に、「及び全国中央会にあつては主務大臣、都道府県中央会にあつてはその地区を管轄する都道府県知事」を、「当該組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。)の地区を管轄する都道府県知事及び主務大臣」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「中央会」を「全国中央会」に改める。

第七十三条の二十九第二項及び第五項中「第二十一条及び」を「第二十一条第二項及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の四十一第二項第一号を次のように改める。

- 一 定款の定めるところにより、第七十三条の三十の規定により選挙権を有する正会員が選挙した者

第七十三条の四十一第三項を削る。

第七十三条の四十三第一項中「事項」の下に「(都道府県中央会にあつては、第五号に掲げる事項を除く。)」を加え、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 基本方針の設定及び変更

第九十三条第二項中「子会社」の下に「その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者（次項、次条、第九十九条の四及び第九十九条の六第三号において「子会社等」という。）又は共済代理店」を加え、同条第五項中「子会社（第三項に規定する子会社をいう。次条及び第百条において同じ。）」を「子会社等又は共済代理店」に、「第二項」を「前項」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第九十四条第五項中「子会社」を「子会社等又は共済代理店」に改め、同条第六項中「前条第五項」を「前条第三項」に、「子会社」を「子会社等又は共済代理店」に改める。

第九十四条の二第一項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を、「信用事業」の下に「又は共済事業」を加え、同条第二項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による共済事業の健全な運営を確保するための当該共済事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、農林水産省令で定める組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ農林水産省令で定めるものでなければならない。

第九十四条の二第三項を削る。

第九十五条第三項中「第十一条の四第一項、第十一条の八第一項、第十一条の十四第一項又は第十一条の十五の三第一項」を「第十一条の七第一項、第十一条の二十三第一項、第十一条の二十九第一項又は第十一条の三十二第一項」に改める。

第九十七条の二第二項中「認可又は承認（次項において「認可等」という。）」を「認可等」に改め、同条を第九十七条の四とする。

第九十七条の次に次の二条を加える。
第九十七条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第十条第一項第十号の事業を行う組合が共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二 第十条第一項第十号の事業を行う組合が共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が子会社対象会社（第十条の四十五第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第五号において同じ。）を子会社としようとするとき（第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定

による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。第六号において同じ。）。

四 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき（第五十条の二第三項の規定による認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。第七号において同じ。）。

五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。

六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第十一条の四十七第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするとき。

七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会が第十一条の四十九第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第十一号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするとき（第六十五条第二項の規定による認可を受けて合併をしようとする場合を除く。）。

十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

十一 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

十二 その他農林水産省令（信用事業に関するものについては、主務省令）で定める場合に該当するとき。

第九十七条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認（次条において「認可等」という。）に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、農林水産省令（信用事業に関するものについては、主務省令）で定める。

第九十八条第一項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を、「信用事業」の下に「又は共済事業」を加え、同条第二項ただし書中「第十

一条の三第一項を「第十一条の四第一項」に改め、同条第八項ただし書中「第九十四条の二第四項」を「第九十四条の二第三項及び第九十七条の二第十二号」に改め、「主務省令」の下に「同号に規定する主務省令にあつては、金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものに限る。」を加える。

第九十八条の三に後段として次のように加える。

第九十七条の二の規定による届出(同条第十二号に係るものうち、農林水産省令・内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

第九十九条第一項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加える。

第九十九条の二を次のように改める。

第九十九条の二 第五十四条の二第一項若しくは第二項の規定による業務報告書の提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者は、五十万円以下の罰金(第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に係る業務報告書にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処する。

第九十九条の二の次に次の五条を加える。

第九十九条の三 第五十四条の三第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に

よる説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十九条の四 第九十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金(第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処する。

第九十九条の五 第十一条の十の規定に違反して同条第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の六 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十九条の二 五十万円以下の罰金刑(第十条第一項第三号又は第十号の事業を

行う組合にあつては、二億円以下の罰金刑)

二 第九十九条の三 二億円以下の罰金刑

三 第九十九条の四 五十万円以下の罰金刑

(第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑)

四 前条 百万円以下の罰金刑

第九十九条の七 被調査組合の役員若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十一条の四十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条を次のように改める。

第百条 第十一条の四十一の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条第一項第二号中「第十一条の三の三」を「第十一条の六」に改め、同項第二号の二中「第十一条第四項」の下に「第十一条の七第四項」を加え、「又は第七十三条の三十三第三項」を「第七十三条の三十三第三項又は第九十七条の二」に改め、同項第二号の三から第二号の九までを次のように改める。

二の三 第十一条の七第一項、第十一条の十三から第十一条の十五まで又は第十一条の十七から第十一条の十九までの規定に違反したとき。

二の四 第十一条の二十第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の農林水産省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

二の五 第十一条の二十二、第十一条の三十四又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)に違反したとき。

二の六 第十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。

二の七 第十一条の二十九第一項の規定に違反したとき。

二の八 第十一条の三十二第一項の規定に違反したとき。

二の九 第十一条の三十七第二項、第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第二項又は第四十八条の二第一項の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

第百一条第一項第二号の十一中「第十一条の十八第四項」を「第十一条の四十七第四項」に改め、同号を同項第二号の二十とし、同号の次に次の二号を加える。

二の二十一 第十一条の四十九第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二の二十二 第十一条の四十九第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する第十一条の四十七第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けないで第十一条の四十九第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

第百一条第一項第二号の十中「第十一条の十七第三項」を「第十一条の四十六第三項」に、「第十一条の十九第二項」を「第十一条の四十八第二項及び第二十一条の五十二第二項」に改め、同号を同項第二号の十八とし、同号の次に次の一号を加える。

二の十九 第十一条の四十七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

第百一条第一項第二号の九の次に次の八号を加える。

二の十 第十一条の三十七第二項の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

二の十一 第十一条の三十八第一項、第三十条第五項第一項若しくは第二項(これらの規定

を第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。)、第三十六条第六項(第七十二条の二の二において準用する場合を含む。若しくは第八項(第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)、第三十七条の二第五項若しくは第八項又は第七十二条の二の二第二項(第七十三条の三十七において準用する場合を含む。))の規定に違反して書類を備えて置かず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二の十二 正当な理由がないのに第十一条の三十八第二項、第三十五条第四項(第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。)、第三十六条第九項(第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む。又は第七十二条の二の二第二項(第七十三条の三十七において準用する場合を含む。))の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

二の十三 第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第一項、第七十二条の二の二に

において準用する商法第二百二十四条第三項若しくは同法第四百二十一条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二の十四 第十一条の四十三第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

二の十五 第十一条の四十三第三項の規定に違反したとき。

二の十六 第十一条の四十五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の第十一条の四十六第一項に規定する特定事業会社を子会社としたとき。

二の十七 第十一条の四十六第一項若しくは第二項ただし書(第十一条の四十八第二項及び第二十一条の五十二第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の四十八第一項又は第二十一条の五十二第一項の規定に違反したとき。

第百一条第一項第六号の二及び第七号を削り、同項第七号の二を同項第七号とし、同項第七号の三を同項第七号の二とし、同項第七号の四中「第五十条の四」を「第五十条の五」に改め、同号を同項第七号の三とし、同項第八号の三を

削り、同項第九号中「第五十条の二第六項、第五十条の三第四項」を「第五十条の二第四項、第五十条の四第四項」に改め、同項第九号の二中「第五十条の二第七項(第五十条の三第五項)」を「第五十条の二第八項(第五十条の四第五項)」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の三 第五十条の三第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項又は第六十五条の二第三項において準用する同法第四百十三条ノ三第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

第百一条第一項第十三号を次のように改める。

十三 削除

第百一条第一項第十七号を次のように改める。

十七 第七十三条の二十三の二第三項の規定に違反して基本方針を公表しなかつたとき。

第百一条第一項第十八号中「第九十七条の二第一項」を「第九十七条の四第一項」に、「第九十一条の十八第四項」を「第九十一条の四十七第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第九十一条の四十九第四項(同条第五項において読み替えて準用する第九十一条の四十七第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「前項」を

「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

共済調査人が、第十一条の三十九第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 管理(第二十九条―第四十八条)」を「第五節 管理(第二十九条―第四十八条)」「第五節の二 合併及び事業の譲渡又は譲受け(第四十八条の二―第四十八条の九)」に改める。

第四条中「都道府県の区域」の下に「(特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域)を加える。

第八条第二号中「保証をしたこととなる債務」を「保証債務(以下「特定債務」という。))」に改め、同条第三号中「第三条第一項の認定を受けた者」の下に「(次項において「認定農業者」と総称する。)であつてその区域内に住所を有するもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 基金協会は、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域外に住所を有する認定農業者に対し前項第三号に規定する資金の貸付けを行う融資機関に対して同号に掲げる業務を行うことができる。

第八条の次に次の一条を加える。
(経営の健全性の確保)

第八条の二 主務大臣は、基金協会の業務の健全な運営に資するため、基金協会がその経営の健全性を判断するための基準として基金協会が保証をした金額の総額に照らしその保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

第九条の二第一項中「第八条第二号」を「第八条第一項第二号」に改める。

第九条の三第一項中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に、「同項」を「前項」に改める。

第十条第一項及び第二項中「第八条第一号」を「第八条第一項第一号」に改める。

第十一条第三号中「第八条第一号二」を「第八条第一項第一号二」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条第四号中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改める。

第二十条第一項中「事業年度の終り」を「事業年度末」に、「二」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「以下」の下に「この条及び第四十一條において」を加える。

第二十六条中「二」を「いずれにも」に、「行なわれ」を「行われ」に改め、同条第三号中「区域

を同じくする」を「区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする」に改める。

第三十条第五号中「第八条第二号」を「第八条第一項第二号」に改め、同条第十二号中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改める。

第三十三条第二項本文中「理事」を「役員」に改め、同項ただし書中「理事の」を「理事にあつては」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第四十一条第三項中「次条において」を削る。

第四十二条第一項中「一週間前」を「五週間前」に改め、「監事」の下に「及び公認会計士又は監査法人」を加え、同条第三項中「を添附しなければ」を「及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公認会計士又は監査法人は、第一項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書(事業報告書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)を監事及び理事に提出しなければならない。

第四十七条第二号中「解散」の下に「又は合併」を加え、同条に次の一号を加える。

四 事業の全部の譲渡

第二章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 合併及び事業の譲渡又は譲受け
(合併の手続)
第四十八条の二 基金協会が合併しようとする

ときは、総会で合併を議決しなければならない。

2 合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十六条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

第四十八条の三 基金協会は、合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 基金協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

4 合併を行う基金協会が、第二項の規定による公告を、官報のほか、公告する方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載するときは、同項の規定にかかわらず、当該基金協会による各別の催告は、することを要しない。

第四十八条の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、基金協会の合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、基金協会は、当該債務につき、弁済し、若しくは相当

の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併の手続)

第四十八条の五 合併によつて基金協会の設立するには、各基金協会の総会で会員、地方公共団体にあつてはその長又はその補助機関である職員、その他の法人にあつてはその代表者)のうちから選任した設立委員が共同して定款及び業務方法書を作成し、役員を選任又は委嘱をし、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による設立委員の選任については、第四十七条の規定を準用する。

3 第一項の規定による役員を選任又は委嘱については、第三十三条第一項及び第二項の規定を準用する。

(合併の時期)

第四十八条の六 基金協会の合併は、合併後存続する基金協会又は合併によつて成立する基金協会がその主たる事務所の所在地でその登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第四十八条の七 合併後存続する基金協会又は合併によつて成立した基金協会は、合併によ

つて消滅した基金協会の権利義務(当該基金協会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第四十八条の八 基金協会の合併については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百十五条(合併無効の訴え)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百五十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(事業の譲渡又は譲受けの手続)

第四十八条の九 基金協会は、総会の議決を経て、事業の全部を譲り渡すこと(事業の全部を分割して二以上の者に譲り渡すことを含む。)ができる。

2 基金協会は、総会の議決を経て、他の基金協会の事業の全部又は一部(第八条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。)を譲り受けることができる。

3 前二項に規定する事業の譲渡又は譲受けは、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十六条(第三号を除く。)の規定は第二項に規定する事業の譲受けについて前項の認可の申請があつた場合について、第四十九条第三項の規定は第一項に規定する事業の譲渡

について前項の認可の申請があつた場合について、それぞれ準用する。

5 基金協会は、事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 前項の規定による公告がされたときは、基金協会の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

7 第一項に規定する事業の譲渡については、第四十八条の三及び第四十八条の四の規定を準用する。

一の二 合併

第四十九条第一項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 事業の全部の譲渡

第五十条本文中「ときは、」の下に「合併及び」を加える。

第五十四条中「(明治三十一年法律第十四号)」を削る。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(主務大臣の監督上の命令)

第五十六条の二 主務大臣は、基金協会の業務又は財産の状況に照らして、当該基金協会の

業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該基金協会に対し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、当該基金協会の健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期間を定めて業務の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めるを含む。)であつて、基金協会の保証債務の弁済能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める基金協会の保証債務の弁済能力の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

第五十七条第一項中「前条」を「第五十六条」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第五十九条第一項中「基金協会」の下に「又は譲渡者(以下「基金協会等」という。)」を加え、「その基金協会」を「その基金協会等」に改め、「に係る債務の保証の下に」を「譲渡者にあつては、その者に対し第八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る事業(以下「保証事業」という。))の全部を譲り渡した基金協会の区域であつた区域(以下「特定区域」という。))内に住所を有する農業者等が当該農業近代化資金等を借り

入れることにより融資機関に対して負担する債務について行うものに限る。」を加え、「第八条第二号に掲げる債務」を「特定債務」に、「限る。」を「限り、かつ、譲受者にあつては特定区域内に住所を有する農業者等の借入れに係るものに限る。」に、「農業協同組合の負担する同号の保証債務(以下単に「保証債務」という。)」を「特定債務」に改め、同条第二項中「基金協会」を「基金協会等」に改め、「に係る債務の保証」の下に「(譲受者にあつては、特定区域内に住所を有する農業者等が当該農業近代化資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務について行うものに限る。)」を加え、「第八条第二号に掲げる債務」を「特定債務」に、「限る。」を「限り、かつ、譲受者にあつては特定区域内に住所を有する農業者等の借入れに係るものに限る。」に、「保証債務」を「特定債務」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前二項の「譲受者」とは、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者(基金協会を除く。)であつて、その者が行う農業近代化資金に係る債務の保証及び特定債務の保証の事業が主務省令で定める要件に適合するものであるものをいう。

4 信用基金は、第一項又は第二項の規定によ

り前項の譲受者(以下「譲受者」という。)を相手方として保険契約を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。い。

5 主務大臣は、前項の認可に係る譲受者の第三項に規定する事業が健全に行われ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資することを確認するため必要があると認めるときは、その者に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができ、第六十一条中「基金協会」を「基金協会等」に、「保証債務」を「特定債務」に改める。

第六十二条、第六十三条及び第六十四条第一項中「基金協会」を「基金協会等」に改める。

第六十五条中「基金協会」を「基金協会等」に、「又は第五十九条第一項」を「若しくは第五十九条第一項」に改め、「違反したとき」の下に「又は譲受者の同条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたとき」を加え、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、譲受者の第五十九条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたときは、信用基金に対し、前項に規定する措置をとるべき旨を命ずることができる。

第六十六条第一項第一号中「基金協会」を「基金協会等」に改め、同条第二項中「基金協会」を「基金協会等」に、「行なわれる」を「行われる」に

改める。

第七十一条中「第六十五条の」を「第六十五条第一項の」に、「第六十五条中」を「同項中」に、「同条第一項」を「違反したとき又は譲受者の同条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたときは、同条第一項」に、「同項」を「違反したときは、同項」に改める。

第七十二条第一項ただし書中「第五十九条第一項及び」を「第五十九条第一項、第四項及び第五項、第六十五条第二項並びに」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第五十九条第三項にあつては、農林水産省令・財務省令とする。

第七十四条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 第四十八条の三又は第四十八条の四第二項(これらの規定を第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併又は事業の譲渡を行つたとき。

第七十四条に次の一号を加える。

十五 第五十六条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令に違反したとき。

第七十四条の次に次の一号を加える。

第七十四条の二 第五十九条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二十四条及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)第十一条の五の規定は、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする取引又は行為について適用し、当該組合が施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に新農協法第十一条の七第三項の農林水産省令で定める事項に係る共済規程の変更について行われた第一条の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)第十一条の四第三項の承認の申請は、新農協法第十一条の七第四項の届出とみなす。

2 この法律の施行前に行われた前項に規定する共済規程の変更(同項に規定する申請が行われたものを除く。)は、新農協法第十一条の七第四項の規定の適用については、施行日に行われたものとみなす。

第四条 新農協法第十一条の九の規定は、施行日以後に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合が受ける共済契約の申込み又は施行日以後に締結される共済契約(施行日前にその申込

みを受けたものを除く。について適用する。

第五条 新農協法第十一条の十三の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧農協法第十一条の五の責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する旧農協法第十一条の五の責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の準備金は、新農協法第十一条の十三の責任準備金として積み立てられたものとみなす。

第六条 新農協法第十一条の十四の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の支払備金の積立てについて適用する。

第七条 新農協法第十一条の十五の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

2 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、新農協法第十一条の十五第一項に規定する特定資産(同号の事業を行う農業協同組合にあつては、旧農協法第十一条の六の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するものに限り)の新農協法第十一条の十五第二項に規定する売買等による損失の額が同項に規定する売買等による利益の額を超える場合にその差額でん補に充てるための準備金を積み立てている場合に

は、当該準備金は、同条第一項の価格変動準備金として積み立てられたものとみなす。

第八条 新農協法第十一条の十六の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する契約者割戻しを行う場合について適用する。

第九条 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、新農協法第十一条の十八第一項の農林水産省令で定める共済契約に係る旧農協法第十一条の五の責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定を設けている場合には、当該特別の勘定は、新農協法第十一条の十八第一項の規定により設けた特別勘定とみなす。

第十条 新農協法第十一条の二十の規定は、この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第十一条 新農協法第十一条の二十一の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

第十二条 新農協法第十一条の四十五第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の共済事業会社(新農協法第十一条の七第二項に規定する共済事業に相当する事業を行い、又は同項に規定する共済事業

に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)を子会社(新農協法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)としている新農協法第十一条の四十五第二項第一号又は第三号に掲げる農業協同組合の当該共済事業会社については、当該農業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第九十八条第一項に規定する行政庁をいう。以下同じ。)に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の農業協同組合は、同項の届出に係る新農協法第十一条の四十五第一項に規定する子会社対象会社以外の共済事業会社が子会社でなくなつたとき又は共済事業会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十三条 新農協法第十一条の四十六第一項の規定は、この法律の施行の際現に共済事業会社である国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。)の議決権(新農協法第十一条の二第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ。)を合算してその基準議決権数(新農協法第十一条の四十六第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて有している新農協法第十一条の四十五第二項第一号若しくは第三号に掲げる農業協同組合又はその子会

社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合又はその子会社が同日において新農協法第十一条の四十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

第十四条 新農協法第十一条の四十九第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としている新農協法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の当該会社については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の農業協同組合連合会は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が認可対象会社(新農協法第十一条の四十九第四項

に規定する認可対象会社をいう。次項において同じ。を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

4 前項の規定による届出をした農業協同組合連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新農協法第十一条の四十九第四項の認可を受けたものとみなす。

第十五条 新農協法第十一条の五十第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超えて有している新農協法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合連合会又はその子会社が同日において新農協法第十一条の五十第二項において準用する新農協法第十一条の四十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権

数を超えて取得したものとみなして、新農協法第十一条の五十の規定を適用する。

第十六条 新農協法第二十一条、第二十三条第一項、第二十四条及び第二十六条の規定は、施行日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員の脱退について適用し、施行日の属する事業年度以前における組合員の脱退については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合(同項第三号の事業を併せ行う農業協同組合を除く。)については、新農協法第三十条第十二項及び第十三項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第十八条 新農協法第三十六条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る監査報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

第十九条 この法律の施行の際現に存する組合については、新農協法第三十七条の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第二十条 新農協法第五十条の三及び第六十五条の二の規定は、施行日以後に締結される合併契約又は事業譲渡契約に係る合併又は信用事業の譲渡若しくは譲受けについて適用する。

第二十一条 新農協法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益準備金の積立てから適用し、施行日前に開始した事業年度に係る利益準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する組合については、新農協法第五十一条第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第二十二条 この法律の施行の際現に存する組合(新農協法第十条第一項第三号の事業を行うものを除く。)については、新農協法第五十四条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。

第二十三条 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合については、新農協法第五十四条の三第一項から第三項までの規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日以前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第二十四条 全国農業協同組合中央会は、この法律の施行前においても、新農協法第七十三条の二十三の二の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針(次項において「基本方針」という。)を定め、これを公表することができ。2 前項の規定により定められた基本方針は、施

行日において新農協法第七十三条の二十三の二の規定により定められたものとみなす。

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 第二条の規定による改正後の農業信用保証保険法第四十二条の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十八条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「第十条第二十項ただし書」を「第十条第二十六項ただし書」に改める。

第二十七条第一項中「第十一条の四第一項を「第十一条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の四第三項」を「第十一条の七第三項」に改める。

第二十七条の二中「第十一条の四第一項」を「第十一条の七第一項」に、「第十一条の四第三項」を「第十一条の七第三項」に改める。

第二十八条の二第一項第二号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の七第一項」に改め、同項第三号中「若しくは第三項」を削り、同条第二項中「第十一条の四第二項」を「第十一条の七第二項」に改める。

第二十八条の三第二項中「第十一条の五」を「第十一条の十三」に改める。

第三十条中「保険会社」の下に「又は農業協同組合等」を、「責任保険」の下に「又は責任共済」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十九条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第十二号中「第十一条の十四」を「第十一条の二十九」に改める。

第五十七条の五第一項第四号中「第十一条の五」を「第十一条の十三」に改める。

第六十五条の四第一項第十二号中「第十一条の十四」を「第十一条の二十九」に改める。

第六十八条の五十五第一項第三号中「第十一条の五」を「第十一条の十三」に改める。

(法人税法の一部改正)

第三十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第三号イ及び附則第二十号

第二項第三号ロ中「第十一条の五」を「第十一条の十三」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十一条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「第五十条の二第六項及び第五十条の三第四項」を「第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第三十二条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項第六号中「最低限度」の下に「第十一条の八第一号(共済事業に係る経営の健全性の基準)」を加える。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第三十三条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「第八条第二号」を「第八条第一項第二号」に改め、同項第四号中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改める。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三十四条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正

する特別措置法(平成十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

理 由

最近における農業及び農業協同組合等をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業協同組合及び農業協同組合連合会が行う共済事業並びに農業信用基金協会が行う事業の健全な運営を確保するための措置等を講ずるとともに、農業協同組合等の事業基盤の強化を図るための合併等に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業及び農業協同組合等をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等が行う共済事業及び農業信用基金協会が行う事業の健全な運営を確保するための措置

等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業協同組合法の一部改正

(一) 全国農業協同組合中央会は、指導事業に関する基本方針を策定して公表するものとする。

(二) 農業協同組合に対する決算監査等の機能を全国農業協同組合中央会に集約すること。

(三) 農業協同組合が行う販売事業について、自己の組合員の農産物と他の農業協同組合の組合員等が生産した農産物を併せて販売する場合、員外利用規制の対象外とする。

(四) 全国農業協同組合連合会及び経済事業を行う農業協同組合連合会等について一層の経営情報の開示を義務付けること。

(五) 農業協同組合が行う共済事業について、その経営の健全性の確保を図り、共済事業の利用者の保護及び機動的な事業運営を確保するための措置を講ずるとともに、共済利用者の保護の観点から契約条件の変更を可能とする手続の整備等を行うこと。

2 農業信用保証保険法の一部改正

(一) 主務大臣は、農業信用基金協会がその経営の健全性を判断するための基準を定めることができることとする等の措置を講ずること。

(二) 農業信用基金協会は、合併・事業譲渡を行うことができるものとする。

3 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、農業協同組合等が行う事業の健全な運営を確保するための措置等として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから、共済契約に係る契約条件の変更に關する規定の削除等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。
右報告する。

平成十六年五月二十日

農林水産委員長 高木 義明

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十六年五月二十一日 衆議院会議録第三十四号

六四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体	本号一部
二二〇円	二二〇円